

受動喫煙防止の必要性

1 たばこの害

たばこの煙には、約 5,300 種類の化学物質が含まれており、ニコチンやタール、一酸化炭素などの有害物質や約 70 種類の発がん性物質も含まれています。

たばこの煙には、喫煙者が吸う「主流煙」、たばこから立ち昇る「副流煙」があります。副流煙には発がん性物質やニコチン、一酸化炭素などの有害物質が主流煙の数倍も含まれています。

【主流煙と比較した場合の副流煙に含まれる有害物質】
(主流煙に含まれる量を 1 とした場合)

タール（発がん性物質）	1.2～10.1 倍
ニコチン（血流を悪化）	2.8～19.6 倍
一酸化炭素（酸素不足を招く）	3.4～21.4 倍

厚生労働省「喫煙と健康 喫煙の健康影響に関する 検討会報告書」（平成 28 年 8 月）

2 喫煙者本人の健康影響

喫煙は、がんだけでなく、虚血性心疾患、脳卒中、慢性閉塞性肺疾患（COPD）など、さまざまな病気の原因にもなります。

(1) 喫煙とがん

たばこの煙の中には、多くの発がん性物質が含まれます。喫煙はがんのリスクを高めます。

ア 煙に含まれる発がん性物質

たばこの煙には約 5,300 種類以上の化学物質が含まれ、健康影響が懸念され、発がん性があると報告されている物質が約 70 種類存在します。

イ 喫煙とがんとの因果関係

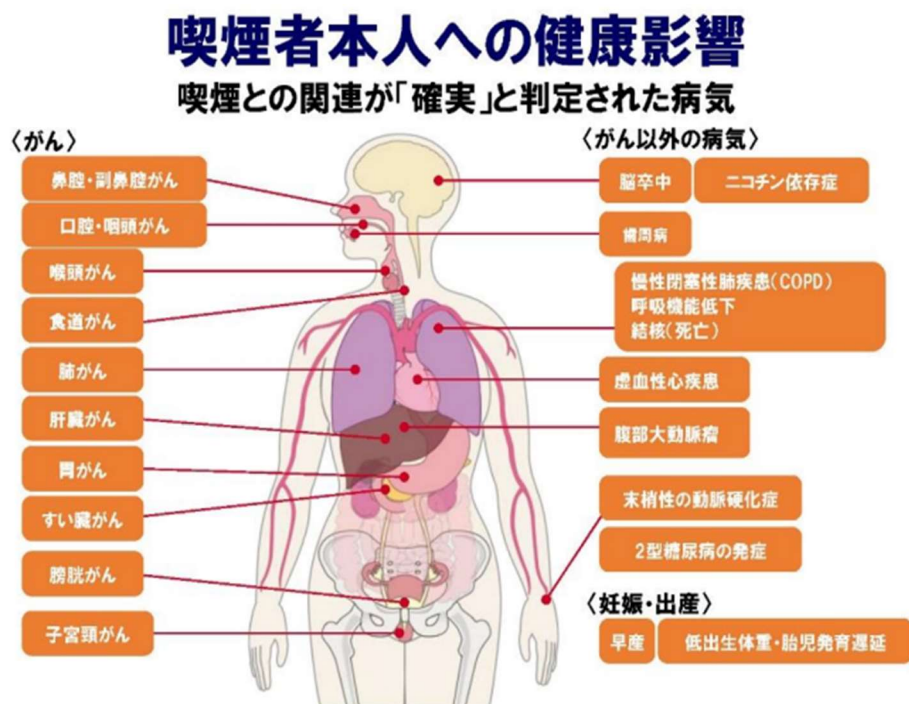
喫煙している本人がなりやすいがんとして、がんとの因果関係が「科学的証拠は因果関係を推定するのに十分である」【レベル 1】と判定されたのは、鼻腔・副鼻腔がん、口腔・咽頭がん、喉頭がん、食道がん、肺がん、肝臓がん、胃がん、膵臓がん、子宮頸けいがん、膀胱がんです。

(2) 喫煙と循環器疾患

たばこを吸うと、動脈硬化や血栓の形成が進むことから、虚血性心疾患（狭心症、心筋梗塞）を引き起こす原因となります。また、脳卒中（脳出血、くも膜出血、脳梗塞）のリスクを高めます。それだけでなく、喫煙は動脈硬化性疾患の早期発症や重症化にもつながることが報告されています。

(3) 呼吸器疾患

たばこを吸うと、基礎的疾患がない場合でも、呼吸器疾患を引き起こす原因となります。喫煙は、さまざまな呼吸器症状を引き起こし、喘息のリスクを高めます。また慢性閉塞性肺疾患（COPD）の発生と、それによる死亡を引き起こす可能性があります。



厚生労働省「禁煙支援マニュアル（第二版）増補改訂版」（平成30年5月）

3 受動喫煙による健康影響

(1) 受動喫煙とは

本人が喫煙しなくても、他人のたばこの煙を吸わされてしまうことを「受動喫煙」といいます。

喫煙者が吸っている煙（主流煙）だけではなく、タバコから立ち昇る煙（副流煙）や喫煙者が吐き出す煙にも、ニコチンやタールはもちろん多くの有害物質が含まれています。副流煙には発がん性物質やニコチン、一酸化炭素などの有害物質が主流煙の数倍も含まれています。

(2) 受動喫煙による健康影響

受動喫煙は、喫煙しない周りの人の健康へも影響を及ぼします。受動喫煙とがんとの因果関係が「科学的証拠は因果関係を推定するのに十分である」【レベル1】と判定された疾患は、肺がん、虚血性心疾患、脳卒中です。

また、十分ではないものの、受動喫煙とがんとの因果関係があると考えられる【レベル2】と判定されたのは、鼻腔・副鼻腔がん、乳がんです。

また子どもや妊婦（胎児）の健康への影響があることが明らかになっています。

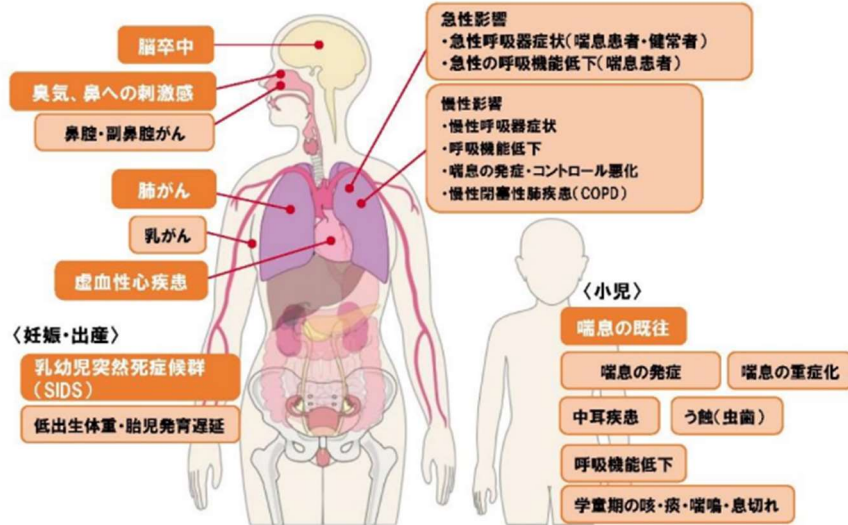
受動喫煙による健康影響

确实

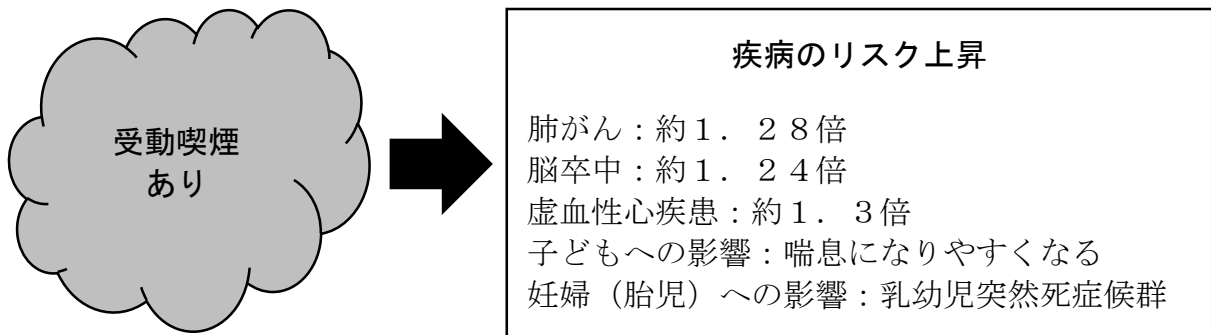
因果関係を推定するのに十分な科学的証拠がある

可能性あり

因果関係を示唆する科学的証拠があるが十分ではない



厚生労働省「禁煙支援マニュアル（第二版）増補改訂版」（平成 30 年 5 月）



4 受動喫煙防止対策の必要性

(1) 小金井市保健福祉総合計画策定に関するアンケート調査より

市民の**約 9 割**が非喫煙者です。

(以前吸っていたがやめた：15.4%)

(吸っていない：74.6%)

この 1 年間で受動喫煙を経験した人

51.6%

この 1 年間で受動喫煙を経験した場所

路上 64.9%

(2) 受動喫煙防止対策の必要性

日本における受動喫煙と関連する病気による死亡者数は約 15,000 人と推計されています。受動喫煙を受けた人は受けない人に比べ病気になるリスクが高くなります。

市民の健康増進を図る観点から、生活習慣病の発症予防（がん対策）及び非喫煙者、子どもや妊婦などをたばこの害から守るための受動喫煙防止対策を行う必要があります。

施設分類	施設名称 (公共施設等総合管理計画ページ)	施設情報に関する項目		建物内に関する項目		敷地内の屋外（建物外）に関する項目		その他		担当課
		②施設の構成	③施設利用者の属性	④建物内の禁煙の可否	⑤現在行っている受動喫煙対策（建物内）	⑥敷地内の屋外（建物外）での喫煙の可否	⑦現在行っている受動喫煙対策（敷地内の屋外（建物外））	⑧備考 ※①～⑦で「その他」を選択した場合は、その内容をご記入ください。		
社会教育系施設	文化施設	費井町三葉集会所	1. 建物・屋外	1. 不特定多数	1. 禁煙	全面的に禁煙としている。	1. 禁煙	全面的に禁煙としている。	健康増進法	コミュニティ文化課
		東町民会館	1. 建物・屋外	1. 不特定多数	1. 禁煙	全面的に禁煙としている。	2. 指定場所での喫煙可	周囲に配慮をお願いしている。	健康増進法	コミュニティ文化課
		中町伝五集会所	2. 建物のみ	1. 不特定多数	1. 禁煙	全面的に禁煙としている。	1. 禁煙	全面的に禁煙としている。	健康増進法	コミュニティ文化課
		費井井五集会所	1. 建物・屋外	1. 不特定多数	1. 禁煙	全面的に禁煙としている。	2. 指定場所での喫煙可	周囲に配慮をお願いしている。	健康増進法	コミュニティ文化課
		中町天神前集会所	1. 建物・屋外	1. 不特定多数	1. 禁煙	全面的に禁煙としている。	2. 指定場所での喫煙可	周囲に配慮をお願いしている。	健康増進法	コミュニティ文化課
		北一会館	1. 建物・屋外	1. 不特定多数	1. 禁煙	全面的に禁煙としている。	1. 禁煙	全面的に禁煙としている。	健康増進法	こみ対策課
		高齢者いきいの部屋（各施設に複数あり）								介護福祉課
		小金井 宮地蔵堂ホール（小金井市民交流センター）	1. 建物・屋外	1. 不特定多数	1. 禁煙	全面的に禁煙としている。	1. 禁煙	全面的に禁煙としている。	健康増進法	コミュニティ文化課
		公民館本館	1. 建物・屋外	1. 不特定多数	1. 禁煙	全面的に禁煙としている。	1. 禁煙	全面的に禁煙としている。	健康増進法	公民館
		公民館貫井南分館	1. 建物・屋外	1. 不特定多数	1. 禁煙	全面的に禁煙としている。	1. 禁煙	全面的に禁煙としている。	健康増進法	公民館
図書館	公民館	公民館東分館	1. 建物・屋外	1. 不特定多数	1. 禁煙	全面的に禁煙としている。	1. 禁煙	全面的に禁煙としている。	健康増進法	公民館
		公民館西分館	1. 建物・屋外	1. 不特定多数	1. 禁煙	全面的に禁煙としている。	1. 禁煙	全面的に禁煙としている。	健康増進法	公民館
		公民館貫井北分館	1. 建物・屋外	1. 不特定多数	1. 禁煙	全面的に禁煙としている。	1. 禁煙	全面的に禁煙としている。	健康増進法	公民館
		公民館貫井北分館	1. 建物・屋外	1. 不特定多数	1. 禁煙	全面的に禁煙としている。	1. 禁煙	全面的に禁煙としている。	健康増進法	公民館
		図書館本館	1. 建物・屋外	1. 不特定多数	1. 禁煙	全面的に禁煙としている。	1. 禁煙	全面的に禁煙としている。	健康増進法	図書館
		図書館東分室	1. 建物・屋外	1. 不特定多数	1. 禁煙	全面的に禁煙としている。	1. 禁煙	全面的に禁煙としている。	健康増進法	図書館
		図書館西分室	1. 建物・屋外	1. 不特定多数	1. 禁煙	全面的に禁煙としている。	1. 禁煙	全面的に禁煙としている。	健康増進法	図書館
		図書館貫井北分室	1. 建物・屋外	1. 不特定多数	1. 禁煙	全面的に禁煙としている。	1. 禁煙	全面的に禁煙としている。	健康増進法	図書館
		図書館西之台会館図書室	1. 建物・屋外	1. 不特定多数	1. 禁煙	全面的に禁煙としている。	1. 禁煙	全面的に禁煙としている。	健康増進法	図書館
		はけの町美術館	1. 建物・屋外	1. 不特定多数	1. 禁煙	全面的に禁煙としている。	1. 禁煙	全面的に禁煙としている。島根県条例施行規則	健康増進法・小金井市立はけの島根県条例施行規則	コミュニティ文化課
スポーツ施設	博物館等	はけの町美術館附属喫茶棟/茶室	1. 建物・屋外	1. 不特定多数	1. 禁煙	全面的に禁煙としている。	1. 禁煙	全面的に禁煙としている。	健康増進法	コミュニティ文化課
		文化財センター	2. 建物のみ	1. 不特定多数	1. 禁煙	全面的に禁煙としている。			健康増進法	生涯学習課
		環境配慮住宅型研修施設	2. 建物のみ	1. 不特定多数	1. 禁煙	全面的に禁煙としている。	4. その他	喫煙場所の設置なし	健康増進法	環境政策課
		総合体育館	2. 建物のみ	1. 不特定多数	1. 禁煙	全面的に禁煙としている。			健康増進法・小金井市総合体育館管理運営要綱	生涯学習課
		栗山公園健康運動センター	2. 建物のみ	1. 不特定多数	1. 禁煙	全面的に禁煙としている。			健康増進法・小金井市栗山公園健康運動センター管理運営要綱	生涯学習課
		上水公園運動施設	1. 建物・屋外	1. 不特定多数	1. 禁煙	全面的に禁煙としている。	2. 指定場所での喫煙可	掲示等により喫煙者にマナーを徹底していただくよう注意喚起している。	健康増進法・小金井市立上水公園治達館設置要綱	生涯学習課
		テニスコート場	1. 建物・屋外	1. 不特定多数	1. 禁煙	全面的に禁煙としている。	2. 指定場所での喫煙可	掲示等により喫煙者にマナーを徹底していただくよう注意喚起している。	健康増進法・小金井市テニスコート場管理運営要綱	生涯学習課
		一中クラブハウス	2. 建物のみ	1. 不特定多数	1. 禁煙	全面的に禁煙としている。			健康増進法	生涯学習課
		清里山荘	1. 建物・屋外	1. 不特定多数	2. 指定場所での喫煙可	客室等は禁煙としている。	2. 指定場所での喫煙可	指定場所での喫煙をしている。	健康増進法・小金井市立清里少年自然の家管理運営要綱	生涯学習課
		産業系施設	産業系施設	東小金井事業創造センター	1. 建物・屋外	1. 不特定多数	1. 禁煙	敷地内での喫煙及び施設での火気の使用を禁止している。	1. 禁煙	敷地内での喫煙及び施設での火気の使用を禁止している。
くりのみ保育園	1. 建物・屋外	1. 不特定多数		1. 禁煙	全面的に禁煙としている。	1. 禁煙	全面的に禁煙としている。	健康増進法	保育課	
わかたけ保育園	1. 建物・屋外	1. 不特定多数		1. 禁煙	全面的に禁煙としている。	1. 禁煙	全面的に禁煙としている。	健康増進法	保育課	

施設分類	施設名称 (公民施設等総合管理計画ベース)	施設情報に関する項目		建物内に関する項目		敷地内の屋外（建物外）に関する項目		その他	
		②施設の構成	③施設利用者の属性	④建物内の喫煙の可否	⑤現在行っている喫煙対策（建物内）	⑥敷地の屋外（建物外）での喫煙の可否	⑦現在行っている喫煙対策（敷地の屋外（建物外））	⑧備考 ※①～⑧で「その他」を選択した場合は、その内容を記入ください	担当課
子育て支援施設	幼保・こども園	小金井保育園	1. 建物・屋外	1. 禁煙	全面的に禁煙としている。	1. 禁煙	全面的に禁煙としている。	健康増進法	保育課
		さくら保育園	1. 建物・屋外	1. 禁煙	全面的に禁煙としている。	1. 禁煙	全面的に禁煙としている。	健康増進法	保育課
		けやき保育園	1. 建物・屋外	1. 禁煙	全面的に禁煙としている。	1. 禁煙	全面的に禁煙としている。	健康増進法	保育課
		本町児童館	1. 建物・屋外	1. 禁煙	全面的に禁煙としている。	1. 禁煙	全面的に禁煙としている。	健康増進法	児童青少年課
		東児童館	1. 建物・屋外	1. 禁煙	全面的に禁煙としている。	1. 禁煙	全面的に禁煙としている。	健康増進法	児童青少年課
		貫井町児童館	1. 建物・屋外	1. 禁煙	全面的に禁煙としている。	1. 禁煙	全面的に禁煙としている。	健康増進法	児童青少年課
		緑児児童館	1. 建物・屋外	1. 禁煙	全面的に禁煙としている。	1. 禁煙	全面的に禁煙としている。	健康増進法	児童青少年課
		たまむし学童保育所	2. 建物のみ	1. 禁煙	全面的に禁煙としている。	1. 禁煙	全面的に禁煙としている。	健康増進法	児童青少年課
		あかね学童保育所	2. 建物のみ	1. 禁煙	全面的に禁煙としている。	1. 禁煙	全面的に禁煙としている。	健康増進法	児童青少年課
		ほんちょう学童保育所	2. 建物のみ	1. 禁煙	全面的に禁煙としている。	1. 禁煙	全面的に禁煙としている。	健康増進法	児童青少年課
	幼児・児童施設	さくらなみ学童保育所	2. 建物のみ	1. 禁煙	全面的に禁煙としている。	1. 禁煙	全面的に禁煙としている。	健康増進法	児童青少年課
		さわらび学童保育所	2. 建物のみ	1. 禁煙	全面的に禁煙としている。	1. 禁煙	全面的に禁煙としている。	健康増進法	児童青少年課
		たけとんぼ学童保育所	2. 建物のみ	1. 禁煙	全面的に禁煙としている。	1. 禁煙	全面的に禁煙としている。	健康増進法	児童青少年課
		まえはら学童保育所	2. 建物のみ	1. 禁煙	全面的に禁煙としている。	1. 禁煙	全面的に禁煙としている。	健康増進法	児童青少年課
		みどり学童保育所	2. 建物のみ	1. 禁煙	全面的に禁煙としている。	1. 禁煙	全面的に禁煙としている。	健康増進法	児童青少年課
		みなみ学童保育所	2. 建物のみ	1. 禁煙	全面的に禁煙としている。	1. 禁煙	全面的に禁煙としている。	健康増進法	児童青少年課
保健・福祉施設	高齢者福祉施設	こども家庭センター	2. 建物のみ	1. 禁煙	全面的に禁煙としている。	-----	-----	健康増進法	こども家庭センター
		本町高齢者在宅サービスセンター	1. 建物・屋外	1. 禁煙	全面的に禁煙としている。	1. 禁煙	全面的に禁煙としている。	健康増進法	通所介護サービスセンター及びその家族、職員、市関係者が主な施設利用者である。広く市民の利用がある施設ではない。
		児童発達支援センター	1. 建物・屋外	1. 禁煙	全面的に禁煙としている。	1. 禁煙	全面的に禁煙としている。	健康増進法	自立生活支援課
		障害福祉センター	1. 建物・屋外	1. 禁煙	全面的に禁煙としている。	2. 指定場所喫煙可	屋外に喫煙所を設置。	健康増進法	自立生活支援課
	障がい福祉施設	障害者地域自立生活支援センター	1. 建物・屋外	1. 禁煙	全面的に禁煙としている。	2. 指定場所喫煙可	屋外に喫煙所を設置。	健康増進法	自立生活支援課
		小金井市障害者就労支援センター	2. 建物のみ	1. 禁煙	全面的に禁煙としている。	-----	-----	健康増進法	自立生活支援課
		福祉就労作業所	2. 建物のみ	1. 禁煙	全面的に禁煙としている。	1. 禁煙	全面的に禁煙としている。	健康増進法	自立生活支援課
		保健センター	1. 建物・屋外	1. 禁煙	全面的に禁煙としている。	1. 禁煙	全面的に禁煙としている。	健康増進法	健康課
	庁舎等	本庁舎	1. 建物・屋外	1. 禁煙	全面的に禁煙としている。	2. 指定場所喫煙可	分煙対策をしている。	健康増進法	管財課
		西庁舎	2. 建物のみ	1. 禁煙	全面的に禁煙としている。	-----	-----	健康増進法	管財課
		第二庁舎	1. 建物・屋外	1. 禁煙	全面的に禁煙としている。	2. 指定場所喫煙可	分煙対策をしている。	健康増進法	管財課
		本町認定庁舎	1. 建物・屋外	1. 禁煙	全面的に禁煙としている。	1. 禁煙	全面的に禁煙としている。	健康増進法	管財課
	消防施設	消防第一分団詰所	1. 建物・屋外	1. 禁煙	全面的に禁煙としている。	2. 指定場所喫煙可	-----	-----	地域安全課
		消防第二分団詰所	1. 建物・屋外	1. 禁煙	全面的に禁煙としている。	2. 指定場所喫煙可	-----	-----	地域安全課
		消防第三分団詰所	1. 建物・屋外	1. 禁煙	全面的に禁煙としている。	2. 指定場所喫煙可	-----	-----	地域安全課

施設分類	施設名称 (公共施設等総合管理計画ベース)	施設情報に関する項目		建物に関する項目		敷地内の屋外（建物外）に関する項目		その他		
		施設利用者の属性	③施設の構成	④建物内の禁煙の可否	⑤現在行っている受動喫煙対策（建物内）	⑥敷地内の屋外（建物外）での喫煙の可否	⑦現在行っている受動喫煙対策（敷地内の屋外（建物外））	⑧施設における禁煙や受動喫煙に関する規制規定	⑨備考 ※①～⑧で「その他」を選択した場合は、その内容をここに記入ください	
行政系施設	消防系施設	消防団第四分団駐所	1. 建物・屋外 2. 市民利用なし（関係機関の職員等の使用あり）	1. 禁煙	全面的に禁煙としている。	2. 指定場所での喫煙可	-----	-----	地域安全課	
		消防団第五分団駐所	1. 建物・屋外 2. 市民利用なし（関係機関の職員等の使用あり）	1. 禁煙	全面的に禁煙としている。	2. 指定場所での喫煙可	-----	-----	地域安全課	
		区画整理課事務所	1. 建物・屋外 2. 市民利用なし（関係機関の職員等の使用あり）	1. 禁煙	全面的に禁煙としている。	全面的に禁煙可	特に規制なし	健康増進法	区画整理課	
		子どもオンプズバースン事務局	2. 建物のみ	1. 禁煙	全面的に禁煙としている。	全面的に禁煙可	-----	健康増進法	児童青少年課	
		文書倉庫	1. 建物・屋外 3. 市民利用なし（市職員のみ使用）	1. 禁煙	全面的に禁煙としている。	全面的に禁煙として	全面的に禁煙としている。	小倉井市庁舎等防火管理規程	総務課	
	その他行政施設	二小防炎倉庫	2. 建物のみ	1. 禁煙	全面的に禁煙としている。	全面的に禁煙として	全面的に禁煙として	-----	-----	地域安全課
		二中防炎倉庫	2. 建物のみ	1. 禁煙	全面的に禁煙としている。	全面的に禁煙として	全面的に禁煙として	-----	-----	地域安全課
		東町防炎倉庫	2. 建物のみ	1. 禁煙	全面的に禁煙としている。	全面的に禁煙として	全面的に禁煙として	-----	-----	地域安全課
		前原町防炎倉庫	2. 建物のみ	1. 禁煙	全面的に禁煙としている。	全面的に禁煙として	全面的に禁煙として	-----	-----	地域安全課
		本町防炎倉庫	2. 建物のみ	1. 禁煙	全面的に禁煙としている。	全面的に禁煙として	全面的に禁煙として	-----	-----	地域安全課
公営住宅	市営住宅、高齢者住宅	横野町防炎倉庫	2. 建物のみ	1. 禁煙	全面的に禁煙としている。	全面的に禁煙可	全面的に禁煙として	全面的に禁煙として	-----	地域安全課
		備番・防災倉庫2基	2. 建物のみ	1. 禁煙	全面的に禁煙としている。	全面的に禁煙として	全面的に禁煙として	-----	-----	地域安全課
		災害対策用資機材置場等防災関係施設	2. 建物のみ	1. 禁煙	全面的に禁煙としている。	全面的に禁煙として	全面的に禁煙として	健康増進法	-----	警防課
		市営住宅	1. 建物・屋外 4. その他	3. 全面的に禁煙可	なし	3. 全面的に禁煙可	なし	なし	まちづくり推進課	
		コーポくりのみ	1. 建物・屋外 4. その他	3. 全面的に禁煙可	なし	3. 全面的に禁煙可	なし	なし	まちづくり推進課	
		シルバニアグリーン	1. 建物・屋外 4. その他	3. 全面的に禁煙可	なし	3. 全面的に禁煙可	なし	なし	まちづくり推進課	
		ボヌールはけの道	1. 建物・屋外 4. その他	3. 全面的に禁煙可	なし	3. 全面的に禁煙可	なし	なし	まちづくり推進課	
		コンフォール貫井	1. 建物・屋外 4. その他	3. 全面的に禁煙可	なし	3. 全面的に禁煙可	なし	なし	まちづくり推進課	
		グリーンタウン小倉井	1. 建物・屋外 4. その他	3. 全面的に禁煙可	なし	3. 全面的に禁煙可	なし	なし	まちづくり推進課	
		津波泉園	1. 建物・屋外 1. 不特定多数	1. 禁煙	全面的に禁煙としている。	全面的に禁煙として	全面的に禁煙として	小倉井市遊泳面緑地条例（第8条）	環境政策課	
公園	市立公園等	3. 屋外のみ	1. 不特定多数 1. 不特定多数	1. 禁煙 4. その他	全面的に禁煙としている。 建物はなし（トイレ等施設も敷地内とする）	全面的に禁煙可 全面的に禁煙可	全面的に禁煙としている。 令和6年10月1日から全面禁煙とした	小倉井市立公園条例（第5条）	環境政策課	
	中間処置場（建替え工事中）	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	ごみ対策課	
供給処理施設	リサイクル事業所（稼働停止）	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	ごみ対策課	
	空缶・石炭等処理場	1. 建物・屋外 1. 建物・屋外	2. 市民利用なし（関係機関の職員等の使用あり） 4. その他	1. 禁煙 1. 禁煙	全面的に禁煙としている。 全面的に禁煙としている。	全面的に禁煙可 全面的に禁煙可	全面的に禁煙としている。 全面的に禁煙としている。	健康増進法 健康増進法	ごみ対策課 ごみ対策課	
その他建築系公共施設	武蔵小倉駅南口公衆トイレ	2. 建物のみ	1. 不特定多数	1. 禁煙	全面的に禁煙としている。	全面的に禁煙可	全面的に禁煙としている。	健康増進法	道路管理課	
	貫井南センター山車小屋（南センター敷地内）	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	生涯学習課	
	武蔵小倉井南第3自転車駐車場	1. 建物・屋外	1. 不特定多数	1. 禁煙	全面的に禁煙としている。	全面的に禁煙として	全面的に禁煙としている。	健康増進法	交通対策課	
	武蔵小倉井南第7自転車駐車場	1. 建物・屋外	1. 不特定多数	1. 禁煙	全面的に禁煙としている。	全面的に禁煙として	全面的に禁煙としている。	健康増進法	交通対策課	
	武蔵小倉井北第1自転車駐車場	1. 建物・屋外	1. 不特定多数	1. 禁煙	全面的に禁煙としている。	全面的に禁煙として	全面的に禁煙としている。	健康増進法	交通対策課	
	武蔵小倉井北第5自転車駐車場	1. 建物・屋外	1. 不特定多数	1. 禁煙	全面的に禁煙としている。	全面的に禁煙として	全面的に禁煙としている。	健康増進法	交通対策課	

施設分類	施設名称 (公共施設等総合管理計画ページ)	施設情報に関する項目		建物内に関する項目		敷地内の屋外（建築物）に関する項目		その他		担当課
		②施法の構成	③施設利用者の属性	④建物内の喫煙の可否	⑤現在行っている受動喫煙対策（建物内）	⑥敷地内の屋外（建築物）での喫煙の可否	⑦現在行っている受動喫煙対策（敷地内の屋外（建築物））	⑧備わっている設備や受動喫煙に関する施設規定は、その内容を記入してください。		
その他	自転車駐車場問題型	東小倉井北第1自転車駐車場	1. 建物・屋外	1. 不特定多数	全面的に禁煙としている。	1. 禁煙	全面的に禁煙としている。	健康増進法	文通・政策課	
		東小倉井北第2自転車駐車場	1. 建物・屋外	1. 不特定多数	全面的に禁煙としている。	1. 禁煙	全面的に禁煙としている。	健康増進法	文通・政策課	
		新小倉井北第1自転車駐車場	1. 建物・屋外	1. 不特定多数	全面的に禁煙としている。	1. 禁煙	全面的に禁煙としている。	健康増進法	文通・政策課	
		東小倉井南第3自転車駐車場	3. 屋外のみ	1. 不特定多数	-----	-----	1. 禁煙	全面的に禁煙としている。	健康増進法	文通・政策課
		中町4丁目第1自転車駐車場	3. 屋外のみ	1. 不特定多数	-----	-----	1. 禁煙	全面的に禁煙としている。	健康増進法	文通・政策課
		貫井北第1自転車駐車場	1. 建物・屋外	1. 不特定多数	全面的に禁煙としている。	1. 禁煙	全面的に禁煙としている。	健康増進法	文通・政策課	文通・政策課
	公園	市民公園（みどり第2市民公園ほか）	3. 屋外のみ	4. その他	-----	-----	4. その他	使用上のルールとして禁煙をお願いしている。	③市民公園利用者 ④禁煙への協力	総務課
		高輪新緑公園（東町二丁目・中町二丁目）	3. 屋外のみ	4. その他	-----	-----	4. その他	使用上のルールとして禁煙をお願いしている。	③高齢者公園利用者 ④禁煙への協力	総務課

路上喫煙等防止条例の制定状況

【路上喫煙・歩行喫煙・たばこの吸い殻ポイ捨て等】

基準日 令和6年4月1日

	区市町村名	2. 条例等名称	種別	条例等における目的	規制の有無（全域：○、一部地域：△）		規制の内容		罰則の有無（全域：○、一部地域：△）			備考
					路上喫煙	歩行喫煙	禁止 （●）	努力義務 （▲）	路上喫煙	歩行喫煙	ポイ捨て	
1	八王子市	八王子市路上喫煙の防止に関する条例	条例	身体の安全	△	○	●	▲	有	△		罰則の適用は路上喫煙禁止地区内に限る ・歩きタバコは禁止。 ・路上は主要な駅前を禁止地区に指定。
2	立川市	立川市安全で快適な生活環境を確保するための喫煙制限条例	条例	環境美化・身体 の安全	△	○			無			
3	武蔵野市	武蔵野市ようこそ美しいまち推進事業実施要綱	要綱等	環境美化・身体 の安全・煙による迷惑 防止	△	△	－	▲	無			
4	三鷹市	三鷹市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例	条例	その他		○	●	－	無			
		三鷹市受動喫煙防止条例	条例	受動喫煙防止	△	△	●	－	有	△		過料の規定は条例にあるが、現状、禁止区域は指定していない。
5	青梅市	青梅市ポイ捨ておよび飼い犬のふんの放置の防止ならびに路上喫煙の制限に関する条例	条例	美化・安全	△	○			有	△		
6	府中市	府中市まちな環境美化条例	条例	環境美化	△	△	路上喫煙 ポイ捨て	歩行喫煙	有	△	○	歩行喫煙を行わないよう、市内全域で努力義務が規定されている。禁止され、罰則があるのは一部地域。
7	昭島市	昭島市まちをきれいにする条例	条例	環境美化		○	●		有		○	
		調布市受動喫煙防止条例	条例	受動喫煙防止	△			▲	有	△		過料は、規則で定める日から適用する。
8	調布市	調布市都市美化の推進に関する条例	条例	環境美化		○		▲	有		△	
9	町田市	町田市あきかん・吸い殻等の散乱防止等に関する条例	条例	環境美化・身体 の安全	△	○	●	▲	有	△	△	歩行喫煙やポイ捨てを行わないよう、市内全域で努力義務が規定されている。禁止され、罰則があるのは一部の区域指定された地域。
10	小金井市	小金井市まちをきれいにする条例	条例	環境美化・身体 の安全	△	△			有	△	○	

	区市町村名	2. 条例等名称	種別	条例等における目的	規制の有無（全域：○、一部地域：△）		規制の内容		罰則の有無（全域：○、一部地域：△）		備考	
					路上喫煙	歩行喫煙	禁止（●）	努力義務（▲）	路上喫煙	歩行喫煙		ポイ捨て
11	小平市	小平市まちの環境美化条例	条例	環境美化		○	○	●	▲	有	○	歩行喫煙は努力義務 ポイ捨ては禁止
12	日野市	日野市みんなでまちをきれいにする条例	条例	環境美化			○			有	○	
13	東村山市	東村山市路上喫煙等の防止に関する条例	条例	環境美化・身体 安全	△	△	△	●	▲	有	△	△
14	国分寺市	国分寺市ポイ捨ての防止及び路上喫煙の規制に 関する条例	条例	美化・安全	△		○			無		
15	国立市	国立市ポイ捨て及び飼い犬のふんの放置の防止並 びに路上喫煙等の制限に関する条例	条例	その他	△	△	△			無		ポイ捨てについては公共の場所について禁止。その他 市長の指定する場所で路上喫煙等を禁止。
16	福生市	福生市清潔で美しいまちづくり条例	条例	環境美化・身体 安全	△	△	○	●	-	有	△	URL修正（R5）
17	狛江市	狛江市路上喫煙等の制限に関する条例	条例	喫煙による迷惑防 止	△	○	○	●		有	△	
18	東大和市	-	-	-								
19	清瀬市	清瀬市まちを美しくする条例	条例	環境美化		○	○	●	▲	無		
		清瀬市受動喫煙防止条例	条例	受動喫煙防止	○			●	▲	無		
20	東久留米市	東久留米市ポイ捨て等の防止及び路上喫煙の規 制に関する条例	条例	環境美化・身体 安全	○		○	●	▲	無		【規制の内容について】 路上喫煙禁止区域内では禁止。 区域外でも、人の通行が多い場所・児童等の周囲で は路上喫煙をしない努力義務。 路上喫煙時は携帯灰皿使用の努力義務。 ポイ捨ては市内全域禁止。
21	武蔵村山市	武蔵村山市空き缶・吸い殻等の散乱及び犬のふん の放置等の防止に関する条例	条例	環境美化			○			有	○	

	区市町村名	2. 条例等名称	種別	条例等における目的	規制の有無（全域：○、一部地域：△）			規制の内容		罰則の有無（全域：○、一部地域：△）			備考
					路上喫煙	歩行喫煙	ポイ捨て	禁止（●）	努力義務（▲）	路上喫煙	歩行喫煙	ポイ捨て	
22	多摩市	多摩市まちの環境美化条例	条例	環境美化	△	○	○			有	△	△	△
		多摩市受動喫煙防止条例	条例	美化・安全・受動喫煙防止	△					有	△		
23	稲城市	稲城市路上等喫煙の制限に関する条例(路上喫煙・歩行喫煙)	条例	環境美化・身体 の安全・受動喫煙防 止	○	○				有	△	△	
		稲城市まちをきれいに する市民条例(ポイ捨て)	条例	環境美化			○			有			○
24	羽村市	羽村市ポイ捨て及び飼 い犬のふんの放置の禁 止並びに路上喫煙の制 限に関する条例	条例	環境美化・身体 の安全	△	△	○			有	△	△	○
25	あきる野市	-	-	-									
26	西東京市	西東京市まちの美化と 安全を推進する事業実 施要綱	要綱等	環境美化・身体 の安全	△	△	△						

小金井市

受動喫煙防止対策

ガイドライン

(案)

令和 7 年 3 月

小 金 井 市

目 次

第1章 はじめに	〇〇
1. ガイドライン策定の背景	〇〇
2. ガイドラインの位置づけ	〇〇
3. ガイドラインの期間	〇〇
4. 基本的な考え方	〇〇
5. 受動喫煙防止の必要性	〇〇
第2章 市の現状と課題	〇〇
1. 市の現状	〇〇
2. 課題	〇〇
第3章 小金井市の受動喫煙防止対策の目指す姿	〇〇
1. 受動喫煙防止対策の種類	〇〇
2. 施設等における受動喫煙防止対策の目指す姿	〇〇
第4章 受動喫煙防止対策の推進	〇〇
1. 受動喫煙防止の環境づくり	〇〇
2. 受動喫煙に関する普及啓発	〇〇
資料編	〇〇

第1章 はじめに

1. ガイドライン策定の背景

喫煙は死に至る病気の原因や妊娠中の喫煙で胎児の発育に悪影響を及ぼすだけでなく、周囲の非喫煙者の健康にも悪影響を及ぼすことが明らかとなっています。疾病予防の観点等から、受動喫煙防止対策を進めることが重要です。

国においては、平成15年5月施行の健康増進法において、「多数の者が利用する施設を管理する者は、これらを利用する者について、受動喫煙を防止するために必要な措置を講ずるように努めなければならない」と定めました。また、平成16年6月には、「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約（FCTC）」を批准し、国際的な受動喫煙防止の取組みに参画しました。

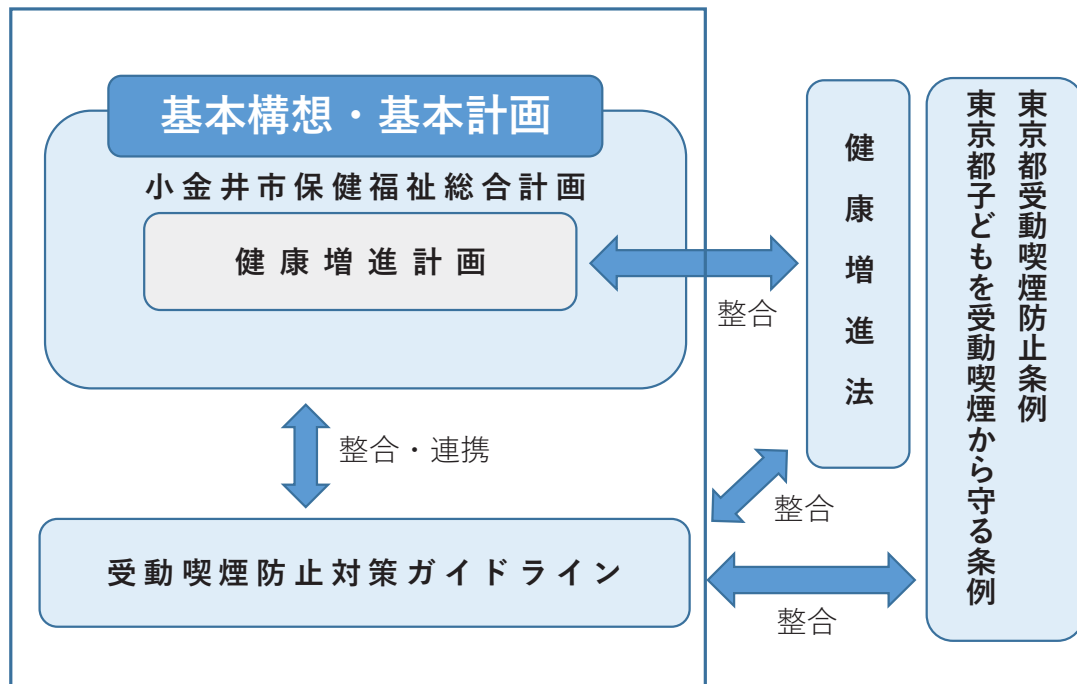
その後、平成30年7月、健康増進法の一部を改正する法律（以下「改正健康増進法」という。）が成立し、望まない受動喫煙の防止を図るため、多数の者が利用する施設等の区分に応じ、当該施設等の一定の場所を除き喫煙を禁止するとともに、当該施設等の管理について権原を有する者が講ずべき措置等について定められました。この改正健康増進法は、平成31年1月24日の一部施行から順次施行され、令和2年4月1日に全面施行となりました。

また、東京都においては、平成29年10月、子どもの生命及び健康を受動喫煙の悪影響から保護するための環境整備に関する事項を定めた「東京都子どもを受動喫煙から守る条例」が制定（平成30年4月1日施行）されました。受動喫煙による健康への悪影響に関する理解を深めるとともに、いかなる場所においても、子どもに受動喫煙をさせることのないよう努めるなど、都民の責務に関する規定が設けられました。その後、都民の健康増進の観点から、また、オリンピック・パラリンピックのホストシティとして、受動喫煙対策をより一層推進していくため、平成30年7月、「東京都受動喫煙防止条例」が制定（令和2年4月1日施行）されました。この条例は、改正健康増進法の規制に加えて、第一種施設のうち保育所、幼稚園、小学校、中学校、高等学校等の敷地内禁煙（屋外に喫煙場所設置不可）の努力義務が課されています。

本市においても、改正健康増進法の趣旨や東京都の条例等を踏まえ、この間、受動喫煙に関する周知等を進めてきたところですが、市民の健康増進を図る観点から市内公共施設等における望まない受動喫煙を防止するための必要な措置を行い、生活習慣病の発症予防（がん対策）及び受動喫煙防止対策を推進するための目指すべき姿を示す小金井市受動喫煙防止対策ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）を策定します。

2. ガイドラインの位置づけ

本ガイドラインは、健康増進法第8条第2項に基づく健康増進計画を上位計画とし、健康増進法等と整合を図り、受動喫煙防止対策に関して定めるものです。



3. ガイドラインの期間

本ガイドラインは、上位計画である健康増進計画の改定に合わせ、必要に応じて見直すこととします。

また、健康増進法等の改正や今後の社会情勢の変化に応じ、適宜見直しを行います。

4. 基本的な考え方

本ガイドラインが目指すものは、たばこが健康に及ぼす悪影響から市民の健康を守り、市民一人ひとりが健康で快適に過ごすことができる環境の整備です。

以下に示す改正健康増進法の基本的な考え方を踏まえ、受動喫煙による健康被害を防止するという疾病予防の観点から、公共施設をはじめ、公共的な空間の受動喫煙防止対策を推進していきます。

《改正健康増進法の基本的な考え方》

【基本的考え方1】

「望まない受動喫煙」をなくす

受動喫煙が他人に与える健康影響と、喫煙者が一定程度いる現状を踏まえ、屋内において、受動喫煙にさらされることを望まない者がそのような状況に置かれることのないようにすることを基本に、「望まない受動喫煙」をなくす。

【基本的考え方2】

受動喫煙による健康影響が大きい子ども、患者等に特に配慮

子どもなど20歳未満の者、患者等は受動喫煙による健康影響が大きいことを考慮し、こうした方々が主たる利用者となる施設や、屋外について、受動喫煙対策を一層徹底する。

【基本的考え方3】

施設の類型・場所ごとに対策を実施

「望まない受動喫煙」をなくすという観点から、施設の類型・場所ごとに、主たる利用者の違いや、受動喫煙が他人に与える健康影響の程度に応じ、禁煙措置や喫煙場所の特定を行うとともに、掲示の義務付けなどの対策を講ずる。

その際、既存の飲食店のうち経営規模が小さい事業者が運営するものについては、事業継続に配慮し、必要な措置を講ずる。

5. 受動喫煙防止の必要性

第2章 市の現状と課題

1. 市の現状

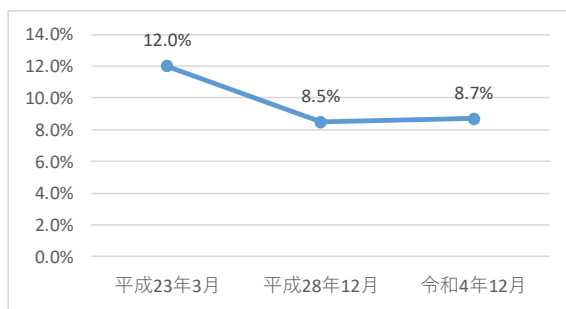
(1) 喫煙率の推移等

市民の喫煙率については、これまで健康増進計画を策定するに当たり3回市民アンケートを実施しており、平成23年3月12.0%、平成28年12月8.5%、令和4年12月8.7%となっています。平成23年から平成28年にかけて約30%減少しましたが、その後は横ばいとなっています。

平成28年12月と令和4年12月の市民アンケートによると、吸っているがやめようと思っている人の割合は約0.5%と低くなっています。

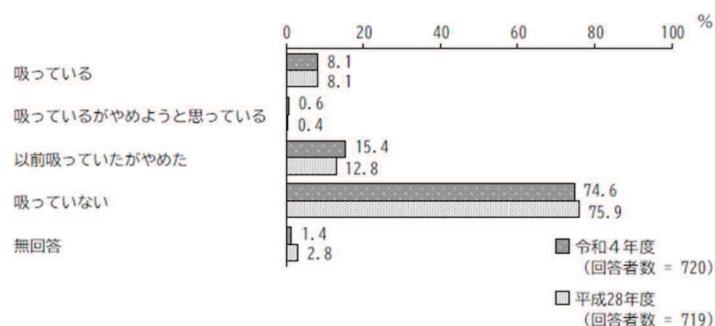
令和4年12月の市民アンケートによると、喫煙者の喫煙年数は、30年以上が53.4%と最も高く、次いで10～30年未満が32.8%となっています。

図 喫煙率の推移



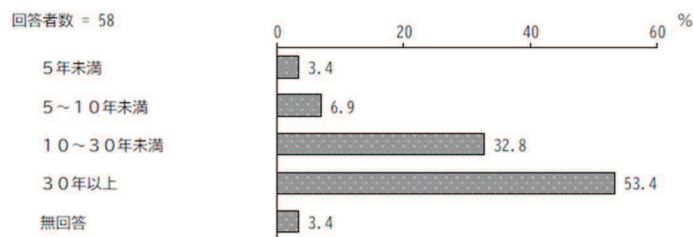
出典：小金井市保健福祉総合計画策定に関するアンケート調査報告書

図 喫煙の有無



出典：小金井市保健福祉総合計画策定に関するアンケート調査報告書

図 喫煙年数

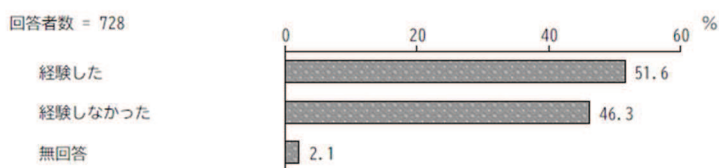


出典：小金井市保健福祉総合計画策定に関するアンケート調査報告書

(2) 受動喫煙の経験

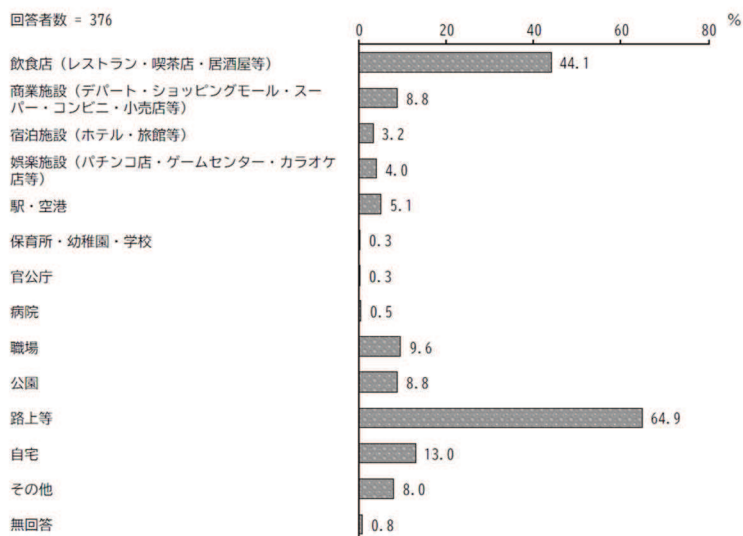
令和4年12月の市民アンケートによると、1年以内に受動喫煙を経験した人の割合は51.6%となっています。また、受動喫煙を経験した場所に関しては、「路上等」が64.9%と最も多く、次いで「飲食店（レストラン・喫茶店・居酒屋等）」44.1%、「自宅」13.0%となっています。

図 1年以内の受動喫煙の経験有無



出典：小金井市保健福祉総合計画策定に関するアンケート調査報告書

図 受動喫煙を経験した場所



出典：小金井市保健福祉総合計画策定に関するアンケート調査報告書

(3) 公共施設等における受動喫煙防止対策

市内の公共施設における受動喫煙防止対策については、改正健康増進法に伴い、施設類型に応じて必要な措置が講じられています。また、法の趣旨に照らし、望まない受動喫煙を防止し、特に子どもたちを受動喫煙から守るという観点から、令和6年10月より市立公園の敷地内を全面禁煙することとしています。

現状、本市の受動喫煙防止に対する基本的な考え方（方針）がないことから、各課において、それぞれで受動喫煙防止対策に取り組んでいる状況です。

一方で、武蔵小金井駅の北口等、公共的な場所における受動喫煙について、市民からの苦情や要望等が多くなっています。

2. 課題

(1) 市民への周知・啓発について

喫煙率の推移をみると、平成23年から平成28年にかけて約30%減少しましたが、その後は横ばいとなっています。依然として喫煙率は約8%となっており、約10人に1人が喫煙しています。また、平成28年12月と令和4年12月の市民アンケートによると、吸っているがやめようと思っている人の割合は約0.5%と低くなっており、喫煙が健康に及ぼす害について、さらなる普及啓発が求められています。

受動喫煙の経験では、令和4年12月の市民アンケートによると、1年以内に受動喫煙を経験した人の割合は51.6%と約2人に1人が受動喫煙を経験したことがあると答えています。また、受動喫煙を経験した場所に関しては、「路上等」が64.9%と最も多くなっており、改正健康増進法により、屋外において喫煙を行う場合は周囲の状況に配慮することとなっていることの周知を行うことが求められています。

あわせて、市として、庁内での連携を密にし、受動喫煙防止対策を推進していくことが重要です。

(2) 公共的な場所における受動喫煙防止対策について

本市の駅周辺には公衆喫煙所を設置しておらず、特に武蔵小金井駅北口の商店街入口にある受動喫煙防止対策を講じていない民有地の喫煙所において、多くの喫煙者が喫煙している状況であるため、市民から早急に受動喫煙防止対策の実施を求められています。

仙台市 受動喫煙防止対策 ガイドライン

(令和元年度 改訂版)

令和元年6月

仙 台 市



第1章はじめに

1 改訂版策定の背景

たばこの煙は、たばこを吸う人だけではなく吸わない周囲の人の健康にも影響を及ぼし、さまざまな疾病の原因となることが明らかとなっています。疾病予防の観点から、たばこ対策を進めることが重要です。

国は、平成15年5月施行の健康増進法において、“多数の者が利用する施設を管理する者は、これらを利用する者について、受動喫煙を防止するたばこに必要措置を講ずるよう努めなければならない”としました。また、平成16年6月には、“たばこの煙にさらされることからの保護(第8条)”等を掲げた「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約(FCTC)」(平成17年2月発効)を批准し、国際的な受動喫煙防止の取り組みに参画しました。

その後も、“多数の者が利用する公共的な空間については、原則として全面禁煙”との基本的な方向性(平成22年2月厚生労働省健康局長通知)や、喫煙率の減少・受動喫煙防止に関する具体的な数値目標(平成24年6月「がん対策推進基本計画」及び平成24年7月「健康日本21(第二次)」)が示されるなど、対策の推進が求められてきました。

仙台市においては、平成16年1月に「仙台市分煙化ガイドライン」を策定して分煙の取り組みを進めました。平成23年3月には「第2期いきいき市民健康プラン」を策定し、受動喫煙防止対策の推進に取り組むとともに、一層の対策推進のため、平成26年3月に「仙台市受動喫煙防止対策ガイドライン」を策定しました。

以降、敷地内完全禁煙とする市立施設増加など受動喫煙防止対策は着実に進展していますが、平成30年7月に健康増進法が改正され、望まない受動喫煙防止を図るため、施設等の類型・場所ごとに講ずべき対策などが定められました。

このたび、平成26年3月に策定したガイドラインの基本的な考え方は踏襲しながら、改正後の法への適合を図るなどの見直しを行い、改めて「仙台市受動喫煙防止対策ガイドライン(令和元年度 改訂版)」としてまとめました。

目次

第1章	はじめに	1
	1. 改訂版策定の背景	1
	2. 基本的な考え方	2
	3. 受動喫煙防止の必要性	3
第2章	仙台市の受動喫煙防止対策の目指す姿	6
	1. 受動喫煙防止対策の種類	6
	2. 施設等における受動喫煙防止対策の目指す姿	7
第3章	受動喫煙防止対策の推進	11
	1. 受動喫煙防止の環境づくり(各主体の役割)	11
	2. 成人の喫煙率の減少	14
	3. 次世代の健康の確保	15
参考	受動喫煙防止に関する取り組み経過	16
	1. 世界の動き	16
	2. 国の取り組み	17
	3. 仙台市の取り組み	20
	4. 改正法による遵守事項	23

2 基本的な考え方

このガイドラインが目指すものは、たばこによる健康影響から市民を守り、健康で快適に過ごせとができる「受動喫煙防止」のまちづくりです。

受動喫煙による健康影響を防止するという疾病予防の観点から、これまで行ってきたさまざまな分煙の取り組みを一步進めて、多数の者が利用する公共的な空間の禁煙に向けた受動喫煙防止対策を強化していきます。

このガイドラインは、規制を目的とするものではなく、施設等の利用目的や利用者のニーズ等から見た受動喫煙防止対策の目指す姿を示すことにより、市民・事業者(団体)・市が一体となった取り組みを進めていくための指針とするものです。

受動喫煙防止対策の推進

疾病予防

(がん・循環器疾患・呼吸器疾患等)

受動喫煙防止の環境づくり

①公共的な空間における受動喫煙防止対策の推進

- ・市立施設の禁煙推進
- ・受動喫煙防止対策に取組む施設等の増加

②市民・事業者(団体)・市が一体となった取り組み

成人の喫煙率の減少

①たばこを吸う人の健康の確保

②周囲の人の受動喫煙の機会減少

③たばこをやめたい人への禁煙支援

次世代の健康の確保

①未成年者の喫煙防止

- ・健康影響を受けやすい未成年者を守る

・将来の喫煙者を減らす

②妊産婦の禁煙支援・喫煙防止

- ・健康影響を受けやすい妊産婦を守る
- ・子どもへの健康影響を防ぐ

3 受動喫煙防止の必要性

(1) たばこの煙に含まれる有害物質

たばこの煙には、5,300種類以上の化学物質が含まれており、ニコチンやタール、一酸化炭素などの有害物質や、約70種類の発がん性物質も含まれています。！

たばこは、吸う本人だけでなく、たばこを吸わない周囲の人の健康にも影響を及ぼします。他人のたばこの煙を吸わされることを「受動喫煙」といいます。

たばこの煙には、たばこを吸う人が吸い込む「主流煙」と、火のついたたばこの先から立ちのぼる「副流煙」があり、受動喫煙で吸い込む煙は「副流煙」です。

実は、主流煙より副流煙のほうが有害物質の含有量が数倍から数十倍高いことが分かっています(下表)。

主流煙と比較した場合の副流煙に含まれる有害物質²

タール	1.2～10.1倍	肺を黒くする、いわゆる「ヤニ」です。発がん性物質の固まりで、がんの原因となるとともに、肺の機能を低下させます。
ニコチン	2.8～19.6倍	血管を細くし、心拍数の増加や血圧の上昇をもたらします。強い依存性があり、たばこをやめられないものとなります。
一酸化炭素	3.4～21.4倍	血液中で酸素が運ばれるのを邪魔するため、息切れ、運動能力の低下、動脈硬化の原因となります。



1,2 厚生労働省 「喫煙と健康 喫煙の健康影響に関する検討会報告書」(平成28年8月)

(2) 喫煙による健康影響（喫煙者本人）

たばこによる健康影響については、国内外の多数の科学的知見により様々な疾患と因果関係があるとされています。「科学的証拠は因果関係を推定するのに十分である」[レベル1]の疾患としては、肺、口腔・咽頭、食道などの様々ながん、脳卒中、虚血性心疾患などの循環器疾患、慢性閉塞性肺疾患（COPD）などの呼吸器疾患、2型糖尿病、周産期の異常などがあります。³ 「科学的証拠は因果関係を示唆しているが十分ではない」[レベル2]の疾患としては、乳がん、大腸がん、生殖能力低下、認知症、気管支ぜんそくなどがあります。⁴

能動喫煙に起因する疾病による日本人の年間死亡者数は、約13万人⁵に及びと推定されています。

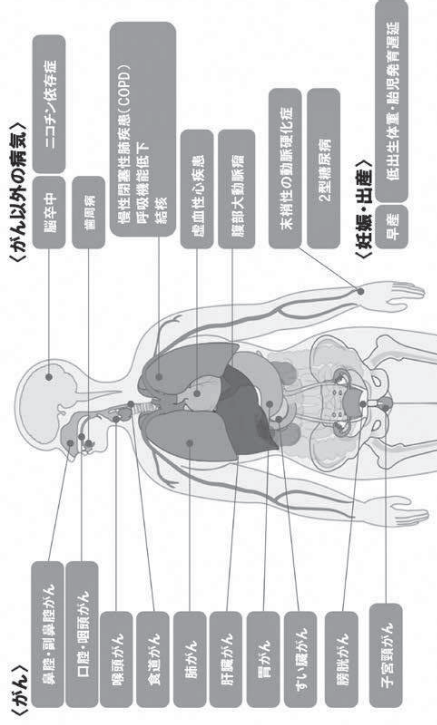
① 慢性閉塞性肺疾患（COPD）

主として長期の喫煙によってもたらされる肺の炎症性疾患のことで、咳・たん・息切れなどから始まり、ゆっくりと呼吸障害が進行します。かつて「肺気腫」や「慢性気管支炎」と呼ばれていた疾患が含まれており、全身の炎症、骨格筋の機能障害、栄養障害、骨粗鬆症などの併存症をともなう全身性の疾患です。最大の原因はたばこの煙であり、喫煙者の15～20%が発症するとされています。

② 周産期の異常

妊娠中の喫煙は、早産、低出生体重児・胎児発育遅延、出生後の乳幼児突然死候群（SIDS）と因果関係があるとされています。また、子宮頸がんとの因果関係もあるとされ、妊娠・出産へ大きな影響をもたらします。

たばこによる健康影響



3～5 厚生労働省 「喫煙と健康 喫煙の健康影響に関する検討会報告書」(平成28年6月)

「禁煙支援マニュアル(第二版)増補改訂版」(厚生労働省、平成30年5月)

(3) 受動喫煙による健康影響（周囲の人）

たばこは、受動喫煙などの短期間の少量曝露によっても健康影響をもたらします。受動喫煙による健康影響としては以下のようなのが挙げられます。

受動喫煙による年間死亡者数（因果関係がレベル1である肺がん、虚血性心疾患、脳卒中、乳幼児突然死候群（SIDS）による死亡者数）は、年間約15,000人⁶のぼると推定されています。

大人に対する健康影響

- (レベル1) 脳卒中、臭気、鼻への刺激感、肺がん、虚血性心疾患
- (レベル2) 鼻腔・副鼻腔がん、乳がん、急性呼吸器症状（喘息患者、健康者）、急性の呼吸機能低下（喘息患者）、慢性呼吸器症状、呼吸機能低下、喘息の発症・コントロール悪化、慢性閉塞性肺疾患（COPD）

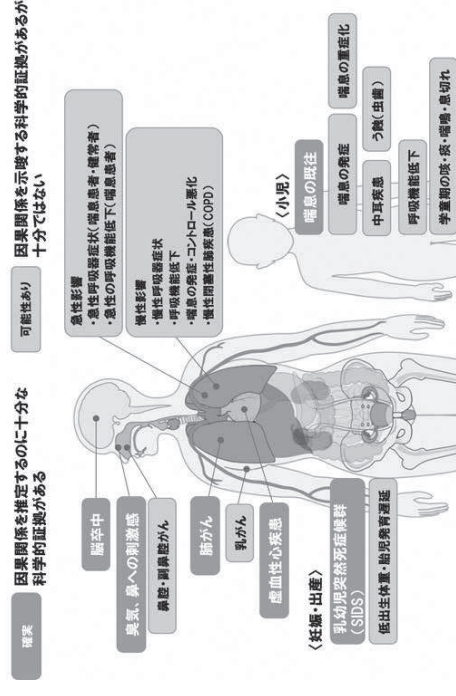
妊婦・出産に対する健康影響

- (レベル1) 乳幼児突然死候群（SIDS）
- (レベル2) 低出生体重児・胎児発育遅延

子どもへの健康影響

- (レベル1) 喘息の既往
- (レベル2) 喘息の発症、喘息の重症化、中耳疾患、う蝕（虫歯）、呼吸機能低下、学童期の咳・痰・喘鳴・息切れ

受動喫煙の健康被害



「禁煙支援マニュアル(第二版)増補改訂版」(厚生労働省、平成30年5月)

6 厚生労働科学研究費補助金循環器疾患・糖尿病等生活習慣病対策総合研究事業「たばこ対策の健康影響および経済影響の包括的評価に関する研究」(平成28年3月)

第2章 仙台市の受動喫煙防止対策の目指す姿

1 受動喫煙防止対策の種類

このガイドラインでは、受動喫煙防止対策の種類を次のように分類します。

種類	内容	効果
敷地内完全禁煙	屋外も含め、敷地内全域で喫煙を禁止する	高
敷地内禁煙	原則敷地内全域で喫煙を禁止するが、特定屋外喫煙場所 [*] を設置	↑
屋内禁煙	屋内を禁煙とし、屋外に喫煙場所を設置する	

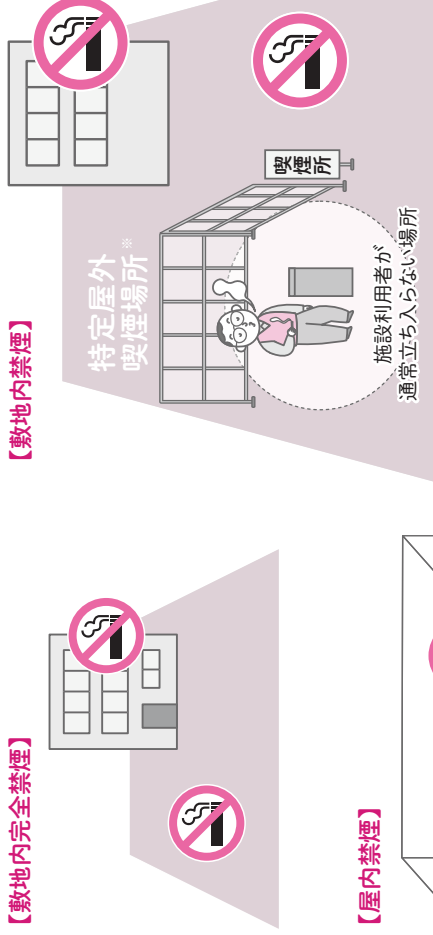
※ 平成30年7月公布の一部改正法による改正後の健康増進法(以下「改正法」という)における「特定屋外喫煙場所」。喫煙場所を区画する、喫煙することができる場所である旨を記載した標識の掲示、施設を利用するものが通常立ち入らない場所への設置が必要となる。詳細な要件等については、厚生労働省のホームページ等を参照。また、改正法は令和元年7月1日施行分と令和2年4月1日施行分があり、各施行日における内容は次のとおり。

令和元年7月1日施行:第一種施設(学校・病院・児童福祉施設、行政機関等)は原則敷地内禁煙となる。屋外に喫煙場所を設置する際には改正法の要件を満たす必要がある。

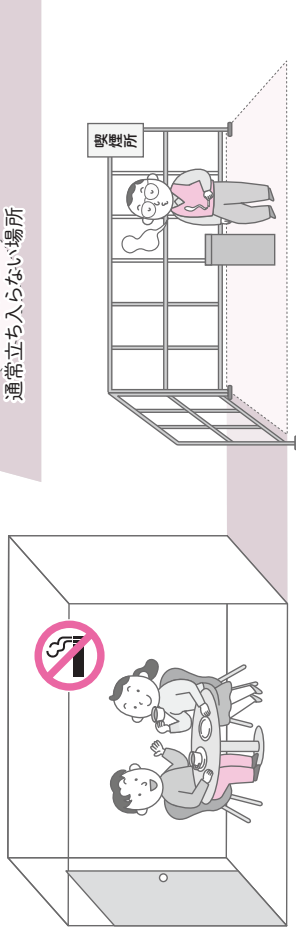
令和2年4月1日施行:第二種施設(上記以外の多数の者が利用する施設)は原則屋内禁煙となる。屋内に喫煙室を設置する際には改正法の要件を満たす必要がある。

【敷地内完全禁煙】

【敷地内禁煙】



【屋内禁煙】



2 施設等における受動喫煙防止対策の目指す姿

(1) 施設等における受動喫煙防止対策の目指す姿

改正法による規制を踏まえ、これまでのガイドラインによって目指していた姿を継承しつつ、さらに市民・事業者(団体)・市が一体となって受動喫煙防止の取り組みを進めていくものとします。

ガイドライン				改正法
分類	具体的な施設	目指す姿	対象施設	対策
施設	①子どもや妊産婦、有病者などが多く利用する施設	敷地内完全禁煙	第一種施設 ①学校・病院・児童福祉施設など受動喫煙により健康を損なう恐れが高い者が主として利用する施設として政令で定めるもの	敷地内禁煙(特定屋外喫煙場所設置可)
	②官公庁施設(市が設置し管理する施設)	敷地内完全禁煙または敷地内禁煙	②行政機関の庁舎(行政機関がその事務を処理するために使用する施設)	
	③上記以外の多数の者が利用する施設	敷地内完全禁煙、敷地内禁煙または屋内禁煙	第二種施設及び喫煙目的施設 多数の者が利用する施設のうち、第一種施設以外の施設	原則屋内禁煙 ^{※2} (喫煙専用室、喫煙室または喫煙目的室の設置可。令和2年4月1日に現存する飲食店であり、かつ客席面積100㎡以下で個人または中小企業(資本金5千万円以下)が営むものについては、当分の間、喫煙可能室設置可)
屋外	子供の利用が想定される公共的な空間	受動喫煙防止のための配慮が必要	公園、遊園地、通学路等	

※1 改正法における詳細な要件等については、厚生労働省のホームページ等を参照。

※2 第二種施設中、居住にあたる場所や旅館の客室(簡易宿所営業施設及び下宿営業施設の個室以外の客室を除く)、宿泊施設の客室(個室に限る)の場所は適用除外となります。

施設

① 子どもや妊産婦、有病者などが多く利用する施設

児童施設

保育所、幼稚園、児童館といった児童施設は、たばこによる健康影響を受けやすい子どもが利用する施設であるため、敷地内完全禁煙が望めます。
なお、市立保育所はすでに敷地内完全禁煙を達成しています。

学校(小・中学校、中等教育学校、高等学校等)

学校は、たばこによる健康影響を受けやすい子どもが利用する施設であるため、受動喫煙防止と喫煙防止教育の観点から、敷地内完全禁煙が望めます。
なお、市立学校はすでに敷地内完全禁煙を達成しています。

医療機関

医療機関は、疾病予防や治療を行い、市民の健康を守るための施設であるため、敷地内完全禁煙または敷地内禁煙の実施が望めます。
なお、市立病院はすでに敷地内完全禁煙を達成しています。

大学等(大学、専門学校等)

大学等に通う若者については、喫煙の開始及び習慣化を防止することが望ましいため、敷地内完全禁煙または敷地内禁煙の実施が望めます。

② 官公庁施設(市が設置し、管理する施設)

行政機関

地方自治体に設置義務があるものや、政策や制度を企画立案する業務が行われている施設
例：市役所本庁舎、各区役所、各総合支所、消防署など

多くの市民が利用し、また特に公共性の高い施設であるため、敷地内禁煙するとともに、さらに率先して敷地内完全禁煙とします。

上記以外 例：市民センター、図書館、体育館、環境事業所など

多くの市民が利用し、公共性の高い施設であるため、屋内禁煙するとともに、率先して敷地内完全禁煙または敷地内禁煙とします。

③ 上記以外の、多数の者が利用する施設

多数の者が利用する施設においては、敷地内完全禁煙、敷地内禁煙または屋内禁煙の実施が望めます。

ただし、事情により禁煙とすることが極めて困難な場合には、当分の間、改正法に基づく喫煙専用室、指定たばこ専用喫煙室、喫煙目的室または喫煙可能室の設置は可とし、将来的には敷地内完全禁煙、敷地内禁煙、または屋内禁煙とすることが望めます。

なお、下記のように、各施設の類型によって、それぞれの利用者に配慮することが望めます。

職場(事務所)

職場については、改正法により、従業員の受動喫煙を防ぐため、従業員を使用する者が喫煙専用室を新たに設置する際は従業員に事前に協議することや、設置に係る事実を広く周知することなどの措置をとるよう努めなければならないとされています。また、労働安全衛生法により、快適な職場環境を形成することが事業主の努力義務とされています。その一環として、空気環境における必要な措置として喫煙対策を講ずることとされているため、“受動喫煙の無い職場の実現”に向け、敷地内完全禁煙、敷地内禁煙または屋内禁煙の実施が望めます。

ただし、事情により禁煙とすることが極めて困難な場合には、当分の間、改正法に基づく喫煙専用室、指定たばこ専用喫煙室または喫煙目的室の設置は可とします。

飲食店

飲食店は、通常、未成年者やたばこを吸わない人も多数利用する場所であり、従業員にとっては「職場」でもあります。顧客と従業員の健康のために、敷地内完全禁煙、敷地内禁煙または屋内禁煙の実施が望めます。

ただし、事情により禁煙とすることが極めて困難な場合には、当分の間、改正法に基づく喫煙専用室、指定たばこ専用喫煙室または喫煙目的室の設置は可(令和2年4月1日に現存する飲食店であり、客席面積100㎡以下で個人または中小企業(資本金5千万円以下)が営むものについては、当分の間、喫煙可能室設置可)とし、将来的には敷地内完全禁煙、敷地内禁煙、または屋内禁煙とすることが望めます。

社会福祉施設(児童福祉施設を除く)

高齢者や障害者などが利用する社会福祉施設は、敷地内完全禁煙、敷地内禁煙または屋内禁煙の実施が望めます。

ただし、事情により禁煙とすることが極めて困難な場合には、当分の間、改正法に基づく喫煙専用室、指定たばこ専用喫煙室または喫煙目的室の設置は可とし、将来的には敷地内完全禁煙、敷地内禁煙、または屋内禁煙とすることが望めます。

集会場、劇場、展示場、百貨店、金融機関、商店、宿泊施設、娯楽施設、駅、ターミナル、公共交通機関等

多数の者が利用する施設であるため、敷地内完全禁煙又は敷地内禁煙の実施が望めます。

ただし、事情により禁煙とすることが極めて困難な場合には、当分の間、健康増進法に基づく喫煙専用室、指定たばこ専用喫煙室または喫煙目的室の設置は可とし、将来的には敷地内完全禁煙、敷地内禁煙、または屋内禁煙とすることが望めます。

屋外

子どもの利用が想定される公共的な空間

公園、遊園地、通学路等

屋外であっても、子どもが多く利用するような公共的な場所については、受動喫煙を防止するための配慮が必要です。

そのため、喫煙可能区域を明確に表示し、喫煙可能区域に子どもや妊産婦が立ち入ることがないよう、周知することが大切です。

また、子どもがたばこを吸わない、歩きたばこをしないなど、喫煙マナーの遵守が必要です。歩きたばこは、すれ違う人に火傷を負わせたり、衣服を集がしてしまったりする大変危険な行為です。たばこの火は、子どもの目の高さになります。受動喫煙はもちろん、安全・安心の観点からも、特に子どものいる場所での喫煙は控えることが望めます。

(2) 屋外に喫煙場所を設置する場合

たばこの煙は、風に乘って周囲の人に受動喫煙をもたらしたり、屋内に入ってきたりと、喫煙場所から離れた空間にまで影響を及ぼすことが知られています。調査によれば、無風の状態で一人の喫煙者によるたばこの煙の到達範囲は直径14m(半径7m)にも及ぶとされています。通常、複数の喫煙者が利用することを考えれば、かなりの距離に煙が及んでいることになります。

そのため、屋外に喫煙場所を設ける場合には、

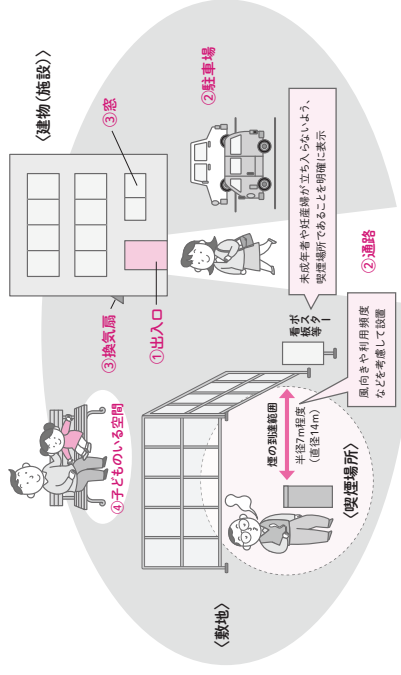
- ① 出入口
- ② 非喫煙者が通常利用する場所(通路、駐車場など)
- ③ 屋内と通気のある場所(開閉するドア・窓、換気扇など)
- ④ 子どものいる空間

などから十分に離して喫煙場所を設置することが望まれます。

喫煙場所を設置するにあたって、①～④などから十分な距離がとれない場合には、必要に応じて「囲い」や「ついたて」等を設けるなどの工夫が必要となります。それぞれの施設の状況に応じて風向きや利用頻度を考慮することも大切です。

また、ポスター等の掲示により、たばこを吸わない人(特に、未成年者や妊産婦)が立ち入らないよう、喫煙場所であることを明確に表示することが必要です。

ただし、敷地内禁煙とし、屋外において「特定屋外喫煙場所」を設置する場合は、改正法の要件を満たす必要がありますので、厚生労働省のホームページ等を参照してください。



(3) 施設管理者の役割

改正法において、施設の管理者及び管理権原者(管理者は事実上、職場の管理を行っている者、管理権原者は施設の改修等を適法に行うことができる権原を有する者をいう。以下「管理権原者等」)には、①喫煙禁止場所での喫煙器具、設備等の設置禁止、②標識の掲示・除去、③20歳未満の者の喫煙室への立入禁止、④喫煙禁止場所における喫煙者への喫煙の中止等の依頼についての責務等が課されています。

また、上記以外にも受動喫煙を防止するための必要な措置をとるよう努めなければならないとされています。

○市民や利用者に対して、受動喫煙防止対策の趣旨などについてポスター掲示等により周知を図り、理解と協力を求めます。

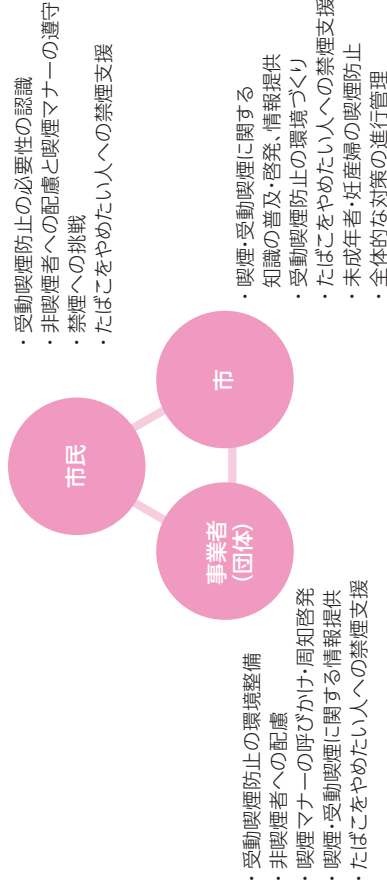
○喫煙場所を設ける場合には、喫煙場所を明確に表示し、喫煙場所を利用しない市民や利用者(特に、未成年者や妊産婦)が立ち入らないようにします。

7 日本禁煙学会「屋外における受動喫煙防止に関する日本禁煙学会の見解と提言」(平成18年3月)

第3章 受動喫煙防止対策の推進

1 受動喫煙防止の環境づくり(各主体の役割)

市民・事業者(団体)・市の3者がそれぞれの役割を主体的・積極的に果たし、一体となって受動喫煙防止対策に取り組むことによって「望まない受動喫煙がない社会」が実現されます。



(1) ガイドラインが目指す各主体の役割

① 市民の役割

受動喫煙防止対策を進めるためには、市民一人ひとりがたばこによる健康影響を理解し、高い意識を持って自ら推進することが大切です。

個人・家庭

- 喫煙や受動喫煙が健康に及ぼす影響について認識を深めます。
- 喫煙者は、たばこを吸わない人に配慮し、喫煙マナーを守ります。
- 子どもや妊産婦、有病者のそばでは喫煙しません。
- 多くの人が利用する公共的な空間では喫煙しません。
- 歩きながら喫煙しません。
- 吸い殻のポイ捨てをしません。
- たばこをやめたい人は、禁煙に挑戦します。
- 周囲の人は、禁煙に挑戦している人を支えます。
- 身近に喫煙している人がいたら、喫煙マナーや禁煙を呼びかけます。
- 子どもの手の届くところにたばこを置けません。

地域

- 多くの人が集まり利用する場所（集会場等）では、敷地内完全禁煙、敷地内禁煙または屋内禁煙を目指します。

②事業者（団体）の役割

事業者（団体）においては、積極的に情報収集を行い、受動喫煙が健康に与える影響を理解し、周囲に理解と協力を求めながら、「施設等における受動喫煙防止対策の目指す姿」（p.7参照）に応じた取り組みを主体的・積極的に進めることが大切です。

児童施設・学校

- 喫煙や受動喫煙による健康への影響について教育や啓発を行います。
- 家庭での子どもの受動喫煙防止に向けて、保護者も含めて、受動喫煙が子どもの健康や成長に及ぼす影響について、認識を深めてもらえよう取り組みます。

医療機関・薬局・保健医療団体

- 医療を通じた禁煙支援（禁煙相談・禁煙治療）を行います。
- 喫煙・受動喫煙による健康影響や禁煙支援についての情報提供を行います。

企業・職場・職域保健関係機関

- 労働者の健康確保と快適な職場環境の形成のため、「受動喫煙の無い職場の実現」に取り組みます。
- たばこを吸わない人・妊産婦への配慮や喫煙マナーを呼びかけます。
- 禁煙や喫煙防止についての情報提供や指導の機会・場所を提供します。
- 労働者に対し、禁煙支援（禁煙相談・禁煙治療）を行える薬局や医療機関を紹介します。

飲食店

- 顧客に対しては、多数の市民が利用する公共的な場として、また、従業員に対しては、「受動喫煙の無い職場」として、受動喫煙防止の取り組みを進めます。
- たばこを吸わない人への配慮や喫煙マナーを呼びかけます。

その他、多数の者が利用する施設

- 喫煙や受動喫煙が健康に及ぼす影響について、周知・啓発に努めます。
- たばこを吸わない人への配慮や喫煙マナーを呼びかけます。

たばこ関連団体

- 未成年者の喫煙防止に取り組み、未成年者へはたばこを売りません。

③市の役割

市は、市民や事業者（団体）の協力を得ながら、喫煙や受動喫煙が及ぼす健康影響や受動喫煙防止の必要性についての正しい知識の普及・啓発に努め、受動喫煙の機会減少に取り組みます。

また、望まない受動喫煙が生じないよう、受動喫煙を防止するための措置を総合的かつ効果的に推進し、関係団体と相互に連携を図りながら、受動喫煙防止のまちづくりの実現を目指します。

受動喫煙防止の環境づくり

- 喫煙や受動喫煙による健康影響などに関する啓発を行います。
 - ・ 受動喫煙等に関する正しい理解を促すために、本ガイドラインの配布や国の規制に関するパンフレットやポスターなどの配布により、啓発・情報提供を行います。
 - ・ 受動喫煙の一種である三次喫煙（喫煙者の呼気、衣服等から発せられる有害物質にさらされること）の防止のため、正しい認識を持ち、健康影響を意識してもらうための啓発を行います。
 - ・ 指定たばこ（加熱式たばこ等）の健康影響や依存症へのつながりについて情報提供を行うとともに、さらなる情報収集を行います。
- 多数の者が利用する空間における受動喫煙防止対策を推進します。
 - ・ 受動喫煙の防止に率先して取り組むため、市立施設の敷地内完全禁煙を目指します。
 - ・ 敷地内完全禁煙をはじめとする受動喫煙防止対策に取り組む施設等の増加を図ります。
 - ・ 受動喫煙防止対策に取り組む施設（受動喫煙防止 宣言施設等）についての情報を市民に対して提供します。
- 地域・職域関係団体と連携し、受動喫煙防止の取り組みを推進します。
 - ・ 「働く市民の健康づくりネットワーク会議」*をはじめとして、地域・職域関係団体との連携のもと、受動喫煙防止の取り組みを進めます。
 - ・ その他の関係機関・団体とも、認識や課題の共有を図りながら、受動喫煙防止の取り組みがなされるよう、協力を求めています。

* 市と地域・職域保健などの関係団体で構成される会議。働く市民の健康づくりに関して、課題やそれぞれの取り組みについての情報を共有しながら、連携事業などを実施しています。

たばこをやめたい人への禁煙支援

- 各区保健福祉センター・各総合支所において、たばこをやめたい人を支援します。
 - ・ 各種健診や健康教育・相談の機会を捉え、禁煙の方法や禁煙外来（禁煙治療実施医療機関）・禁煙支援薬局等を紹介します。
 - ・ 希望する方に対し、個別に禁煙支援（禁煙補助剤を使用しないもの）を行います。

未成年者・妊産婦の喫煙防止

- たばこの害について正しく理解し、将来喫煙しないようにするための保護者も含めた喫煙防止の啓発を強化します。
 - ・ 健康影響を受けやすい未成年者を守り、将来の喫煙者を減らすため、学校や家庭と連携し、喫煙防止の啓発強化を図ります。

● 若い世代への啓発を強化します。

- ・ 未成年期からの喫煙は成人期を通じた喫煙継続につながりやすいため、喫煙開始を防止するための啓発強化を図ります。
- 子育て中の親への啓発を強化します。
 - ・ 乳幼児健診等の母子保健事業の機会を捉え、妊産婦への禁煙指導や再喫煙防止、家族への啓発や禁煙支援などにより、家庭での受動喫煙防止対策を進めます。

2 成人の喫煙率の減少

たばこを吸う人が減れば、喫煙者本人の健康はもちろん、周囲の人の健康を守ること（受動喫煙による健康影響の防止）ができます。

平成28年度に実施した仙台市民の健康意識等に関する調査によれば、仙台市民の喫煙率は15.6%（男性24.3%、女性8.9%）で、平成21年の前回調査時よりも3.2ポイント低下しています。「吸わない」、「以前は吸っていたがやめた」人の割合は男性69.9%、女性85.0%と前回（男性64.2%、女性75.2%）よりも高い数値となっていますが、第2期いきいき市民健康プラン（後期計画）における目標値（平成34年度：男性85.0%、女性95.0%）には未だ約10ポイント以上の差があります。

(1) たばこを吸う人の健康の確保

喫煙は、健康にさまざまな影響を及ぼします。喫煙者が減れば、たばこによる健康影響を受けの人が減り、さまざまな疾病や死亡のリスクを減らすことができます（p.4参照）。

また、たばこを吸う人の健康の確保のためには、紙巻きたばこや加熱式たばこだけでなく、「無煙たばこ」[※]による健康影響を防止することも大切です。無煙たばこは、30種類近くの発がん性物質やニコチンを含み、使用者へ健康影響を及ぼします。特に、より依存に陥りやすいものもあることが指摘されています⁹。

※ 無煙たばこは、製品を燃焼させることなく使用するたばこ製品であり、スモースを含む噛みたばこなどの形骸があります。

(2) 周囲の人の受動喫煙の機会減少

たばこを吸う人が少なくなればなるほど、周囲の人が受動喫煙にさらされる機会も減ります。受動喫煙による健康影響（p.5参照）を受け人も減ります。

また、身近な人が喫煙しないことにより、子どもたちの喫煙開始の防止に効果があるため、将来にわたる喫煙者の減少にもつながります。

(3) たばこをやめたい人への禁煙支援

禁煙成功のためには、家族をはじめとした周囲の方の協力が欠かせません。禁煙しようと思ったら、周りの人に禁煙を宣言して、サポートしてもらうことが大切です。家庭や職場をはじめとした周囲の人は、禁煙の大変さや難しさを理解することが必要です。

また、禁煙外来（禁煙治療実施医療機関）における禁煙治療や、禁煙支援薬局・市における禁煙支援を受けることも効果的です。

8 厚生労働省健康局がん対策・健康増進課長通知 「無煙たばこ・スモースの健康影響について」（平成25年10月）

3 次世代の健康の確保

(1) 未成年者の喫煙防止

未成年期からの喫煙は健康影響が大きく、かつ、成人期を通じた喫煙継続につながりやすくなります。未成年期のうちにたばこを吸い始めると、がんなどの発症や死亡のリスクが増加し、喫煙を開始する年齢が早ければ早いほど、そのリスクは高まることが指摘されています。

こうしたことから、未成年者に対し、たばこによる健康影響についての正しい理解と適切な行動を促し、喫煙を防止することが大切です。現在、子どもたちは、小学6年生と中学3年生の時に、たばこに関する知識や、喫煙の誘いを断る対処法などを学んでいます。

しかしながら、平成28年度に実施した調査⁹（中学1,3年生、高校3年生対象）では「今までにたばこを一口でも吸ったことがある」と回答した割合が男性で2.8%、女性で1.3%でした。また、国の指標となっている中学1年生、高校3年生の「調査前30日間に1回でも喫煙した者の割合」についても国の現況値より低いものの、第2期いきいき市民健康プラン（後期計画）の平成34年度（令和4年度）目標値である0%には、高校3年生女子を除いて達していません。

そのため、これまでの学校での防煙教育の徹底に加え、周囲を取り巻く環境の整備として、家庭を含め社会が一体となった取り組みをより一層進める必要があります。

特に、親が喫煙していると子どもが喫煙を開始しやすくなるため、喫煙している親は禁煙し、喫煙していない親はそのまま喫煙しないことが大事です。たばこをやめられない場合には、子どものそばで見えるところでは吸わないようにし、未成年者の受動喫煙防止や喫煙開始の防止に努めることが大切です。

また、乳幼児の誤飲事故で最も多いのはたばこ¹⁰であり、生命に関わる危険性があります。事故防止の観点からも、たばこや吸い殻、ライターなどを子どもの手の届くところに置かないよう、日頃の注意が必要です。

(2) 妊産婦の禁煙支援・喫煙防止

妊娠中の喫煙は、早産、低出生体重児・胎児発育遅延、出生後の乳幼児突然死症候群（SIDS）と因果関係があるとされています（p.4参照）。

また、出産後も、授乳中の母親が喫煙していると、ニコチンが母乳に移行することにより、赤ちゃんにさまざまな症状（ぐずり、よく眠れない、下痢、嘔吐、頻脈など）が引き起こされることがあります。そのほか、受動喫煙によっても、子どもの健康に影響を及ぼします（p.5参照）。

育児によるストレスなどから、出産後再び喫煙を開始する場合も見られますが、こうしたリスクを回避するため、妊産婦の禁煙や出産後の再喫煙防止が大切です。妊産婦はもちろん、家族や職場など周囲の人も、喫煙が、本人だけでなく子どもの健康に大きなリスクとなることについて、さらに認識を深めていく必要があります。

もちろん、妊産婦への受動喫煙を防止することも大切です。国と比較して、仙台市では「家庭における受動喫煙の機会」があった者の割合が高くなっている¹¹ため、家族による配慮が求められます。周囲の人は、大切な人の妊娠を機に禁煙する、妊産婦のそばではたばこを吸わないなど、妊産婦や子どもをたばこによる健康影響から守る配慮が必要です。

9 仙台市 「平成28年度 仙台市思春期の健康づくり意識調査」（平成29年3月）

10 厚生労働省 「2017年度 家庭用品等に係る健康被害 病院モニター報告」（平成30年12月）

11 仙台市 「第2期いきいき市民健康プラン 後期計画」（平成30年3月）

受動喫煙防止に関する 取り組み経過

参考

1 世界の動き

平成17年2月 たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約(抜粋)

*平成15年5月採択。日本は平成16年6月批准

第3条 目的

この条約及び議定書は、(中略)たばこの消費及びたばこの煙にさらされることが健康、社会、環境及び経済に及ぼす破壊的な影響から現在及び将来の世代を保護することを目的とする。

第8条 たばこの煙にさらされることからの保護

- 締約国は、たばこの煙にさらされることが死亡、疾病及び障害を引き起こすことが科学的証拠により明白に証明されていることを認識する。
- 締約国は、屋内の職場、公共の輸送機関、屋内の公共の場所及び適当な場合には他の公共の場所におけるたばこの煙にさらされることからの保護を定める効果的な立法上、執行上、行政上又は他の措置を国内法によって決定された既存の国の権限の範囲内で採択し及び実施し、並びに権限のある他の当局による当該措置の採択及び実施を積極的に促進する。

平成19年7月 たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約 第2回締約国会合
「たばこの煙にさらされることからの保護に関するガイドライン」
(たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約第8条の実施のためのガイドライン)〔抜粋〕

原則1

WHO枠組条約で言及するとおり、たばこ煙にさらされることが保護するための効果的な対策としては、100%の無煙環境を作り出すため、特定の空間または環境から喫煙とたばこ煙を完全に排除しなければならない。たばこ煙にさらされることが安全なレベルというものはなく、二次喫煙の煙の毒性についての閾値などの概念は、科学的証拠と矛盾するため受け入れられない。換気、空気濾過、喫煙指定区域の使用(専門の換気装置の有無にかかわらず)など、100%の無煙環境以外のアプローチには効果がないことが繰り返し示されている。また、技術工学的アプローチではたばこ煙にさらされることが保護できない、という科学的あるいはその他の決定的な証拠が存在する。

原則2

たばこ煙にさらされることが全ての人々が保護されるべきである。屋内の職場および屋内の公共の場はすべて禁煙とすべきである。

2 国の取り組み

平成12年3月 21世紀における国民健康づくり運動(健康日本21)

健康寿命の延伸等の実現のため、たばこの健康影響についての知識の普及、未成年者の喫煙防止(防煙)、分煙、禁煙支援等に関する目標値を設定しました。

平成14年6月 厚生労働省「分煙効果判定基準策定検討会報告書」

分煙効果の評価方法や今後の分煙のあり方等について検討を行い、新しい分煙効果判定基準を取りまとめるとともに、その効果の評価方法のまとめと今後の課題を示しました。(以下抜粋。)

- 屋内に設置された現有の空気清浄機は、環境たばこ煙中の粒子状物質の除去については有効な機器があるが、ガス状成分の除去については不十分であるため、その使用にあたっては、喫煙場所の換気に特段の配慮が必要である。
- 受動喫煙防止の観点からは、屋内に設置された喫煙場所の空気は屋外に排気する方法を推進することが最も有効である。

平成15年5月 健康増進法(施行*)〔抜粋〕

*平成14年8月公布

第2節 受動喫煙の防止

第25条

学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、官公庁施設、飲食店その他の多数の者が利用する施設を管理する者は、これらを利用する者について、受動喫煙(室内又はこれに準ずる環境において、他人のたばこの煙を吸わされることをいう。)を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

平成15年5月 厚生労働省「新たな職場における喫煙対策のためのガイドライン」

職場における労働者の健康の確保や快適な職場環境の形成の促進の観点から、受動喫煙を防止するための労働衛生上の対策として、主に空間分煙による喫煙対策の措置についての指針を示しました。

平成22年2月 厚生労働省健康局長通知「受動喫煙防止対策について」(抜粋)

3 今後の受動喫煙防止対策の基本的な方向性

今後の受動喫煙防止対策の基本的な方向性として、多数の者が利用する公共的な空間については、原則として全面禁煙であるべきである。一方で、全面禁煙が極めて困難な場合等においては、当面、施設の態様や利用者のニーズに応じた適切な受動喫煙防止対策を進めることとする。

また、特に、屋外であっても子ども利用が想定される公共的な空間では、受動喫煙防止のための配慮が必要である。

4 受動喫煙防止措置の具体的方法

(1)施設・区域における受動喫煙防止対策

全面禁煙は、受動喫煙対策として極めて有効であると考えられているため、受動喫煙防止対策の基本的な方向性として、多数の者が利用する公共的な空間については、原則として全面禁煙であるべきである。全面禁煙を行っている場所では、その旨を表示し周知を図るとともに、来客等にも理解と協力を求める等の対応をとる必要がある。

また、少なくとも官公庁や医療施設においては、全面禁煙とすることが望ましい。

(2)全面禁煙が極めて困難である施設・区域における受動喫煙防止対策

全面禁煙が極めて困難である場合には、施設管理者に対して、当面の間、喫煙可能区域を設定する等の受動喫煙防止対策を求めることとし、将来的には全面禁煙を目指すことを求める。

全面禁煙が極めて困難である場合においても、「分煙効果判定基準策定検討会報告書」(平成14年6月)等を参考に、喫煙場所から非喫煙場所にたばこの煙が流れ出ないことはもちろんのこと、適切な受動喫煙防止措置を講ずるよう努める必要がある。喫煙可能区域を設定した場合においては、禁煙区域と喫煙可能区域を明確に表示し、周知を図り、理解と協力を求めるとともに、喫煙可能区域に未成年者や妊婦が立ち入ることがないように、措置を講ずる必要がある。例えば、当該区域が喫煙可能区域であり、たばこの煙への曝露があり得ることを注意喚起するポスター等を掲示する等の措置が考えられる。

平成22年7月 厚生労働省健康局総務課生活習慣病対策室長事務連絡

「受動喫煙防止対策について」(抜粋)

施設の出入口付近に喫煙場所を設けることで、屋外から施設内に流れ込んだ他人のたばこの煙を吸われることもあるため、喫煙場所を施設の出入口から極力離すなど、必要な措置を講ずるよう努めなければならないところである。

平成24年6月 がん対策推進基本計画(閣議決定)

がん対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、成人喫煙率を12%まで下げること、未成年者の喫煙をなくすること、受動喫煙の機会を有する者の割合の低下など具体的な数値目標を設定しました。

平成24年7月 国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針(抜粋)

～健康日本21(第二次)～(厚生労働大臣告示)

項 目	現状(平成22年)	目標(平成34年度)
①成人の喫煙率の減少 (喫煙をやめたい者がやめる)	19.5% (男性38.2%、女性10.9%)	12%
②未成年者の喫煙をなくす	男子 1.6%	0%
	女子 0.9%	
	男子 8.6%	
	女子 3.8%	
③妊娠中の喫煙をなくす	5.0%	0% (平成26年)
④受動喫煙(家庭・職場・飲食店・行政機関・医療機関)の機会を有する者の割合の減少	行政機関 16.9%(平成20年)	望まない 受動喫煙のない社会の実現 (平成34年)*
	医療機関 13.3%(平成20年)	
	職場 36%(平成23年)	
	家庭 10.7%	
	飲食店 50.1%	

※「健康日本21(第二次)中間報告書(平成30年9月)」において平成34年度の目標変更

平成24年10月 厚生労働省健康局長通知「受動喫煙防止対策の徹底について」

平成22年6月に閣議決定された「新成長戦略」において「受動喫煙の無い職場の実現」が目標として設定されたこと、「がん対策推進基本計画」や「健康日本21(第二次)」における受動喫煙に関する数値目標が盛り込まれたことにふれた上で、平成22年2月健康局長通知で示した基本的な方向性等を踏まえた受動喫煙防止対策の徹底について、周知及び円滑な運用への配慮を求めました。

平成25年2月 厚生労働省健康局がん対策・健康増進課長事務連絡

「受動喫煙防止対策について」

平成22年2月健康局長通知及び平成22年7月健康局総務課生活習慣病対策室長事務連絡に鑑み、喫煙場所を施設の出入口から極力離すなどの必要な措置について、関係方面への周知及び円滑な運用への配慮を求めました。

平成25年2月 厚生労働省「第12次労働災害防止計画」(策定*)

*平成25年3月公示

労働者の安全と健康を確保するため、平成29年までに職場で受動喫煙の影響を受けている労働者の割合を15%以下にするとの目標を設定しました。

平成25年10月 厚生労働省健康局がん対策・健康増進課長通知

「無煙たばこ・スモースの健康影響について」

近年、使用が世界的に広がってきている無煙たばこについて、その健康影響やニコチン依存の危険性について指摘の上で、特に、未成年者における無煙たばこの使用防止が徹底されるよう、関係各方面への周知に配慮を求めました。

平成26年6月 労働安全衛生法の一部を改正する法律

事業者は労働者の受動喫煙を防止するため、当該事業者及び事業場の実情に応じ適切な措置を講ずるよう努めることを定めました。

平成30年7月 健康増進法の一部を改正する法律

望まない受動喫煙の防止を図るため、多数の者が利用する施設等の区分に応じ、当該施設等の一定の場所を除き、喫煙を禁止するとともに、当該施設等の管理について権原を有する者が講ずべき措置等について定めました。

平成31年2月 厚生労働省健康局長通知

「健康増進法の一部を改正する法律」の施行について」

改正法の施行に関し、関係政省令・告示がなされ、それらの主な内容及び施行にかかる留意点を提示しました。

3 仙台市の取り組み

平成14年3月 いきいき市民健康プラン

「たばこ健康」を重点分野の一つとして、たばこを吸わない人の増加や、未成年者をたばこの誘惑から守る環境整備、公共の場における分煙の徹底、たばこをやめたい人への禁煙支援などを掲げました。

平成14年9月 「健康づくりサポート店」登録制度開始

栄養成分表示や禁煙・分煙など、市民の健康づくりを応援する飲食店などに登録を呼びかけました。参加店舗の8割が禁煙を、1割が分煙を実施していました。（平成27年6月時点。平成27年9月より「食で健康サポート店」へ変更となり、受動喫煙防止対策に取り組んでいる施設については「受動喫煙防止宣言施設」（p.21参照）へ移行しました。）

平成15年8月 「歩行禁煙モデルストリート」設定

市中心部のアーケード街などをモデルストリートに設定し、多くの人に歩行禁煙を呼びかけます。

平成15年10月 市立学校敷地内禁煙 完全実施

平成16年1月 仙台市分煙化ガイドライン

たばこを吸う人・吸わない人両者がお互いを理解・尊重し、共存できる「分煙」のまちづくりを目指し、各場所の利用目的や性質等から見た望ましい分煙のあり方を示す指針として策定しました。

平成16年10月 職場における喫煙対策ガイドライン

上記ガイドラインに基づき、「働く市民の健康づくりネットワーク会議」（p.13参照）と連携して、たばこを吸う人・吸わない人両者が元気でいきいきと働ける職場づくりのために策定しました。

平成19年1月 市立病院敷地内禁煙 完全実施

平成19年3月 市立施設完全分煙化100%達成

平成23年3月 第2期いきいき市民健康プラン

計画の重点分野のひとつに「防煙・禁煙・分煙のまちづくり」を掲げ、具体的な取り組みとして、防煙教育の強化や若い世代・子育て中の親への啓発の強化、たばこをやめたい人への禁煙支援、受動喫煙防止対策の推進を掲げました。

平成26年3月 仙台市受動喫煙防止対策ガイドライン

たばこによる健康影響から市民を守り、健康で快適に過ごすことができる「受動喫煙防止」のまちづくりを目指し、施設等の利用目的や利用者のニーズ等から見た受動喫煙防止対策の目指す姿を示す指針として策定しました。

平成26年3月 市立施設等における受動喫煙防止のための基本方針

受動喫煙による健康影響を防止し、市民及び職員の健康の保持・増進を図り快適な施設環境の形成を促進しました。

平成26年9月 職場における受動喫煙防止対策ガイドライン

「働く市民の健康づくりネットワーク会議」（p.13参照）において、「職場における受動喫煙防止対策ガイドライン」を策定し、1日の1/3以上の時間を過ごす職場で、働く人を受動喫煙から守るため、目指す姿として「敷地内禁煙又は屋内禁煙」を明記しました。

平成27年3月 職場における受動喫煙防止対策の指針

事務室等の庁舎内は、終日禁煙とするなど実効性のある職場での受動喫煙防止対策の在り方を示しました。

平成27年6月 仙台市歩行禁煙等の防止に関する条例

歩行禁煙防止の重要性を認識し、たばこを吸う人と吸わない人のだれもが安心して暮らせる街を実現することを目指し制定しました。

平成27年9月 「受動喫煙防止宣言施設」登録制度開始

宮城県・全国健康保険協会宮城支部・仙台市の三者で禁煙に取り組む施設の登録制度を開始しました。

平成30年3月 第2期いきいき市民健康プラン後期計画

重点分野として「大切な人の健康を守るたばこ対策の推進」を掲げました。

【仙台市 第2期いさいき市民健康プラン後期計画の指標と目標値】

指 標		ベース ライン H21	中間値 H28	市目標値 H34	出 典	解 説
健康	肺がんによる 死亡の減少				人口動態統 計特殊報告	人口10万人当たりの 肺がんによる死亡 率(年齢調整死亡率)
	男性	39.2	39.9	減少		
行動	たばこを吸わ ない人の増加				仙台市民の 健康意識等 に関する調査	「吸わない」、「以前 は吸っていたがや めた」人の割合
	男性	64.2%	69.9%	85%		
行動	未成年者の喫 煙をなくす	女性	75.2%	95%		
		中学1年生 男子	0.5%	0%		
		中学1年生 女子			思春期の健 康づくり意 識調査	過去30日間に1回 でも喫煙した者の 割合
		高校3年生 男子	1.1%	0%		
行動	妊産婦の喫煙 をなくす	高校3年生 女子	0.0%	0%		
		喫煙率	1.7%	0%	妊娠の届出 と母子健康 手帳交付事業	母子健康手帳交付 時「喫煙している」 妊婦の割合
行動	喫煙の健康影 響についての 十分な知識を 持っている人 の増加	肺がん	89.3%	100%		
		慢性閉塞性 肺疾患 (COPD)	45.6%	100%		
		ぜんそく	64.2%	100%	仙台市民の 健康意識等 に関する調 査	各項目ともたばこ が健康へ及ぼす影 響に「あてはまる」 と思う人の割合
		気管支炎	70.1%	100%		
		心臓病	49.1%	100%		
		脳卒中	45.9%	100%		
		胃潰瘍	26.2%	100%		
		妊娠への影響	69.3%	100%		
		歯周病	29.6%	100%		
		受動喫煙防止 対策を実施し ている職場	73.3%	100%	事業所及び 公共の施設 における健 康意識調査	受動喫煙防止対策 (完全分煙・建物内 禁煙・敷地内禁煙) をしている施設の 割合
環境	受動喫煙防止 対策をとる公 共の場や職場 の増加		63.7%	100%		
環境	禁煙実施店の 増加		423件	増加	健康政策課 調べ	H27～受動喫煙防 止宣言施設のうち仙 台市に所在する施設

4 改正法による遵守事項

① 全ての人

全ての人に下記のような義務が課せられ、義務に違反した場合は、都道府県等による指導等が行われます。

(ア) 喫煙禁止場所における喫煙の禁止

何人も正当な理由がなく、喫煙禁止場所で喫煙してはなりません。

(イ) 紛らわしい標識の掲示の禁止

何人も改正法に定められた場合を除き、喫煙専用室標識等または喫煙専用室設置施設等標識等に類似した標識を掲示してはなりません。

(ウ) 標識の汚損等の禁止

何人も改正法に定められた場合を除き、喫煙専用室標識等または喫煙専用室設置施設等標識等の除去や汚損など標識等の識別を困難にする行為をしてはなりません。

② 施設等の管理権原者

施設等の管理権原者は上記①に加えて、以下の項目について責務があります。また、喫煙室を設置する際には、要件があります。詳しくは厚生労働省のホームページ等をご覧ください。

(ア) 喫煙禁止場所での喫煙器具・設備等の設置禁止

喫煙が禁止された場所に喫煙器具・設備(灰皿等)を設置してはなりません。

(イ) 標識の掲示・除去

喫煙専用室等の出入口や当該施設等の主たる出入口の見えやすい箇所に標識を掲示しなければなりません。また、喫煙専用室等を廃止する場合には標識を除去しなければなりません。

(ウ) 20歳未満の者の立ち入り禁止

20歳未満の者を喫煙専用室等に立ち入らせてはなりません。

(エ) 喫煙禁止場所における喫煙者への対応

当該施設の喫煙禁止場所において、喫煙をし、または喫煙しようとする者に対して、喫煙の中止または退出を求めるように努めなければなりません。

仙台市 受動喫煙防止対策 ガイドライン

お問い合わせ・ご相談は、各区保健福祉センター家庭健康課・各総合支所保健福祉課へ

青葉区	☎ 225-7211(代)	太白区	☎ 247-1111(代)
青葉区 宮城総合支所	☎ 392-2111(代)	太白区 秋保総合支所	☎ 399-2111(代)
宮城野区	☎ 291-2111(代)	泉 区	☎ 372-3111(代)
若林区	☎ 282-1111(代)		

仙台市健康福祉局健康政策課

〒980-8671 仙台市青葉区国分町三丁目7番1号
TEL 022-214-8198 FAX 022-214-4446
Eメール fuk005520@city.sendai.jp